

第2次 いのち支える 熱海市自殺総合対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない 熱海 の実現を目指して～



令和5年3月

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
5 計画の目標	2
第2章 熱海市における自殺の現状と課題	3
1 統計データから見る熱海市の自殺の現状	3
2 アンケート調査結果から見る熱海市の自殺の現状	9
3 課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 自殺総合対策の基本理念	23
2 自殺総合対策の基本認識	23
3 自殺総合対策の基本方針	24
第4章 自殺総合対策のための施策	27
1 施策の体系	27
2 施策の推進	29
第5章 自殺対策の推進体制等	49
1 計画の推進体制	49
2 計画の進行管理	50
3 取組目標	51
資料	55
1 関連法令	55
2 熱海市自殺対策計画策定懇話会委員名簿	61
3 熱海いのち支える会議担当部署一覧	61
4 策定経過	62

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

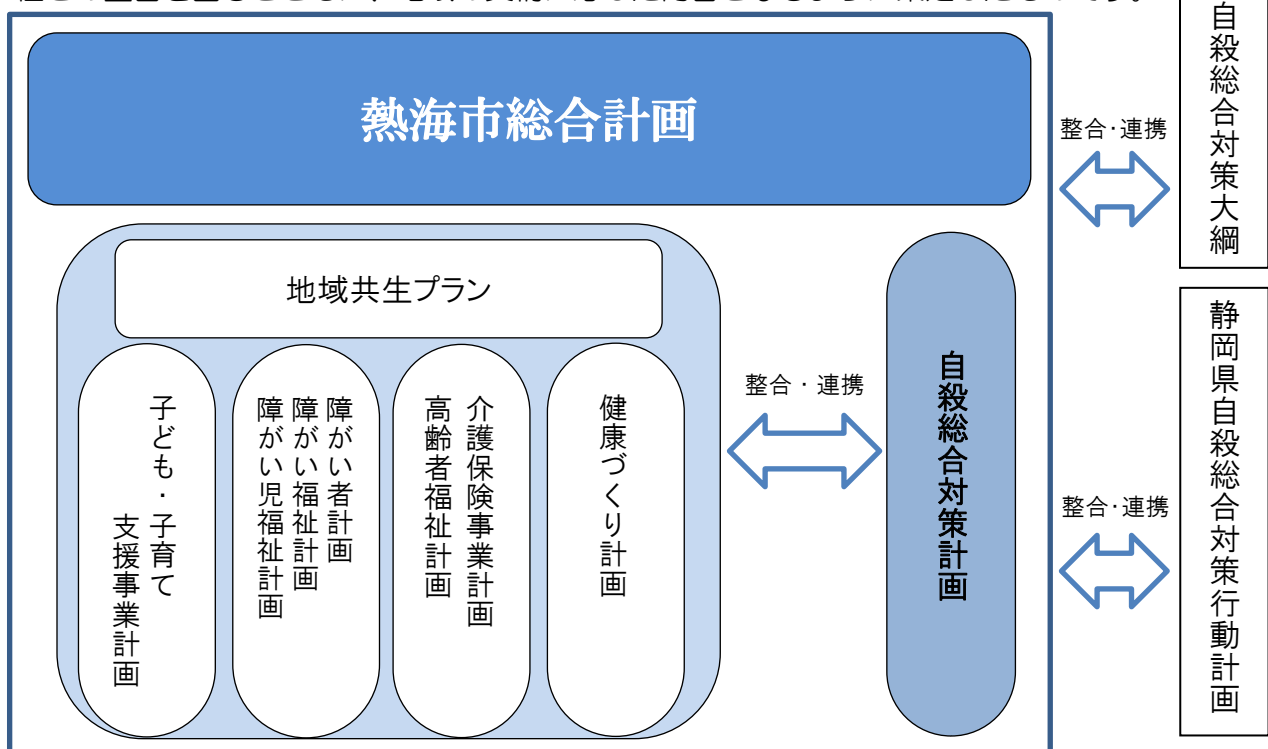
我が国の自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。

本市においても、平成30年3月に「いのち支える 熱海市自殺総合対策計画」を策定し、自殺対策に取り組み、自殺者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は国や県の率よりも依然高い状況であります。そのため、引き続き、熱海市全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、現行の計画を総合的に見直し、誰も自殺に追い込まれることのない熱海の実現を目指して、第2次「いのち支える 熱海市自殺総合対策計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法 第13条 第2項によって策定が義務づけられている市町村自殺対策計画です。また、本計画は、国の自殺総合対策大綱、静岡県自殺総合対策行動計画の方向性との整合を図るとともに、地域の実情に応じた内容となるように策定したものです。



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。計画期間中であっても関連法等の改正や社会情勢の大きな変化があった場合には見直しを行います。

4 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

本計画に係る基礎資料とするため、本市在住の18歳以上の方を対象としてアンケート調査を実施しました。

(2) 熱海いのち支える会議での計画の立案

福祉事務所を中心とした「生きる支援」に関する庁内関係部署で構成した「熱海いのち支える会議」にて、第1次計画の進捗の確認や検証、意見交換を行い、本計画の素案を作成しました。

(3) 熱海市自殺対策計画策定懇話会の開催

保健・医療・福祉・教育・労働・法律・警察等の関係者で構成される「熱海市自殺対策計画策定懇話会」を開催し、計画内容を検討していただきました。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見を計画に反映させるため、令和4年12月27日から令和5年1月27日にかけてホームページ等でパブリックコメントを実施し、意見を募りました。

5 計画の目標

国の「自殺総合対策大綱」の「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少」という目標と、直近の統計が出ている令和3年の本市の自殺者数7人を踏まえ、本計画では、自殺対策を市全体で総合的に推進することにより、計画最終年である令和9年に目指す姿として、「誰も自殺に追い込まれることのない熱海」の実現を目指します。

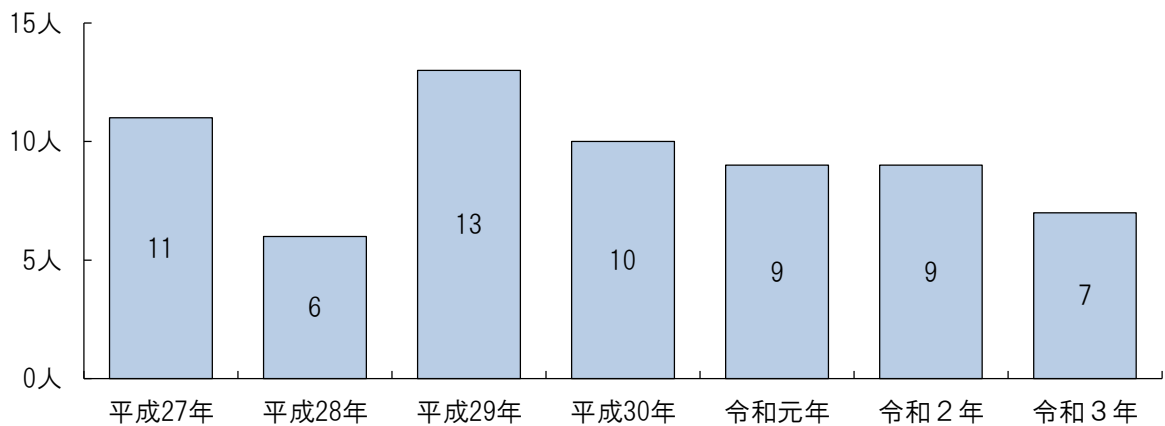
第2章 熱海市における自殺の現状と課題

第2章 熱海市における自殺の現状と課題

1 統計データから見る熱海市の自殺の現状

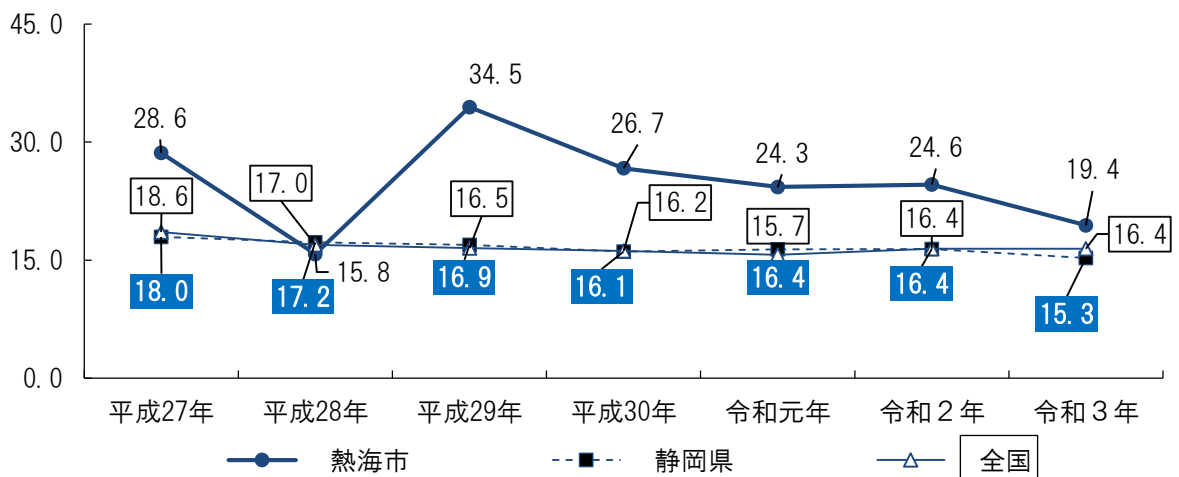
(1) 自殺者数・自殺死亡率の状況

自殺者数の推移



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

自殺死亡率の推移

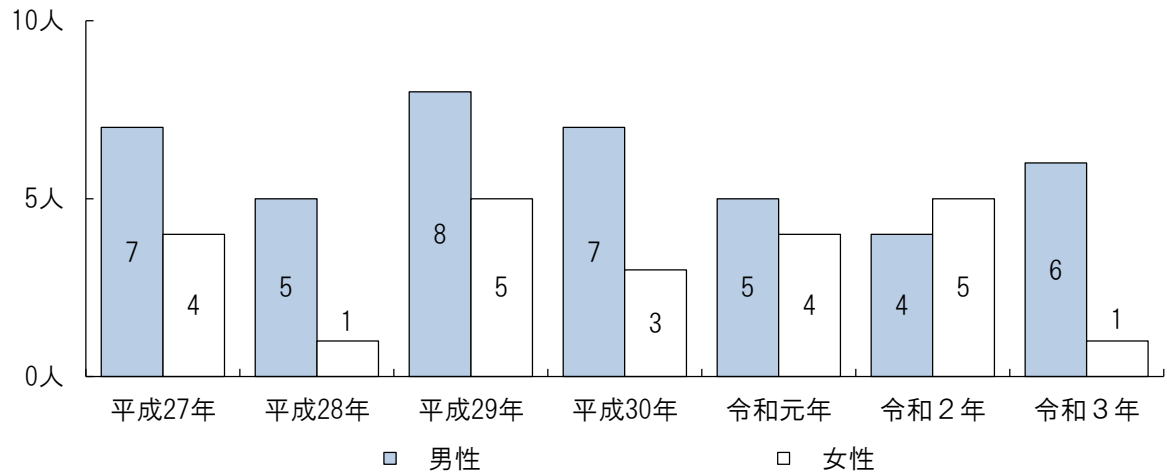


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の令和3年の自殺者数は7人で、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は19.4でした。平成28年に熱海市の自殺死亡率が静岡県や全国を下回りましたが、平成29年に大きく上昇し、以降はなだらかに減少していますが静岡県や全国よりも高い水準で推移しています。

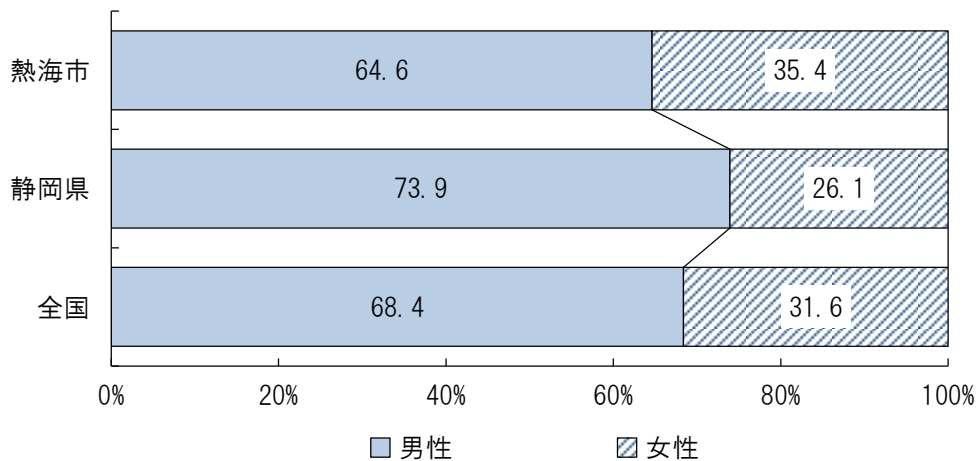
(2) 性別の状況

性別 自殺者数の推移



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

性別 自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）



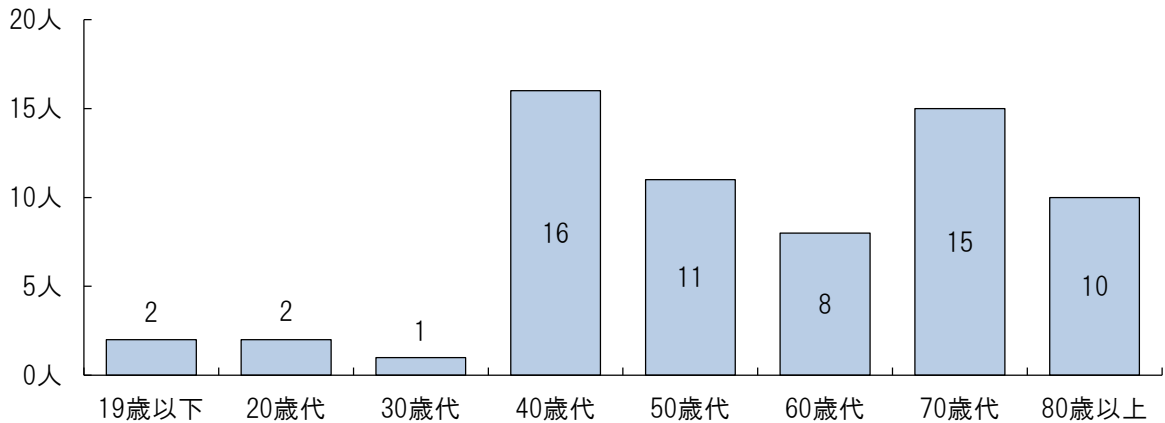
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の令和3年の性別の自殺者数は、「男性」が6人、「女性」が1人となっています。また、令和2年は「女性」が「男性」を上回っており、全国的にも同様の傾向となっています。

熱海市の性別の自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）は、「男性」が64.6%、「女性」が35.4%と、静岡県と比較して女性の割合がやや高くなっています。

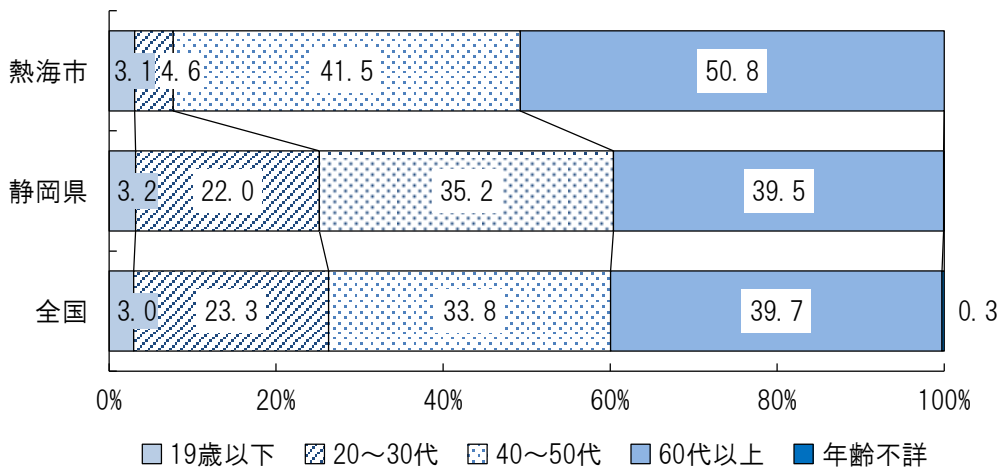
(3) 年代別の状況

年代別 自殺者数（平成27年～令和3年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

年代別 自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）



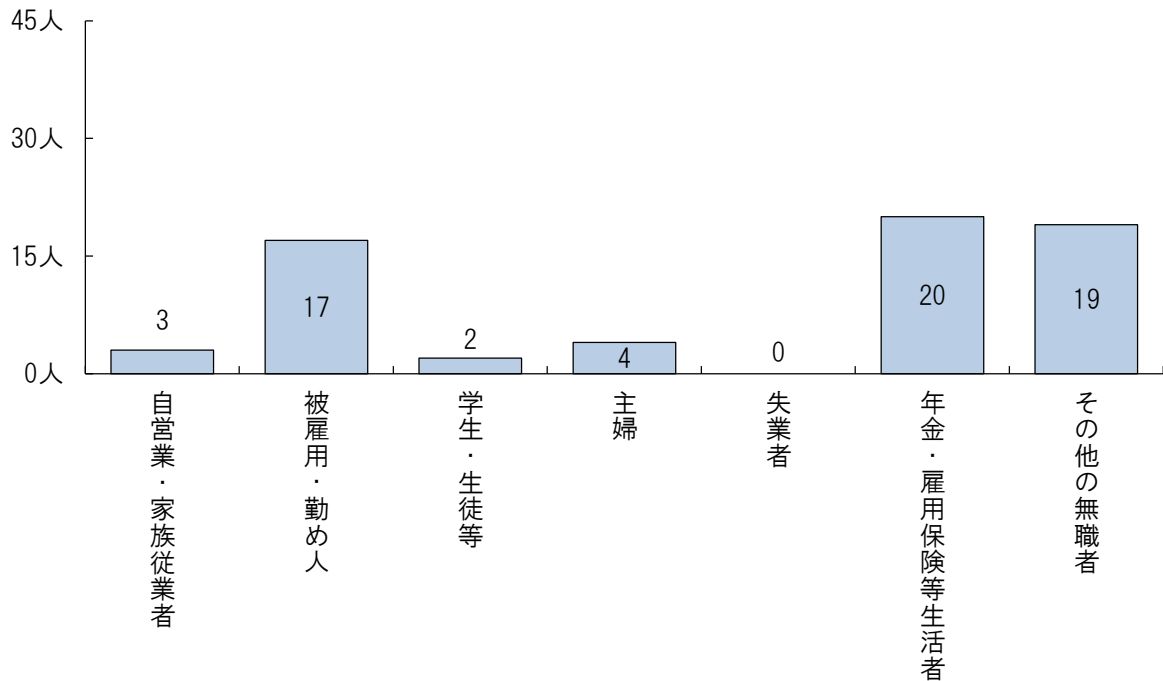
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の年代別の自殺者数（平成27年～令和3年合計）は、「40歳代」が16人、と「70歳代」が15人と多くなっています。また、『60歳以上』が33人と多くなっています。

熱海市の年代別の自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）は、「19歳以下」が3.1%、「20～30代」が4.6%、「40～50代」が41.5%、「60代以上」が50.8%と、静岡県や全国より若年層の割合が低く、反対に壮年～高齢者層の割合が高くなっています。

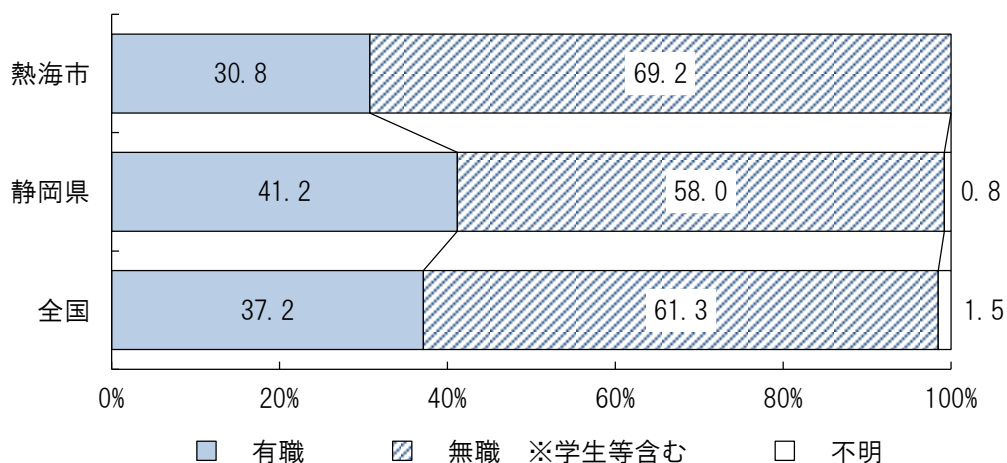
(4) 職業別の状況

職業別 自殺者数（平成27年～令和3年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

職業別 自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の職業別の自殺者数（平成27年～令和3年合計）は、「年金・雇用保険等生活者」が20人と最も多くなっています。「学生・生徒等」は2人となっています。

熱海市の職業別の自殺者の割合（平成27年～令和3年合計）は、「有職」が30.8%、「無職※学生等含む」が69.2%と、「無職※学生等含む」の割合が静岡県や全国より比較的高くなっています。

(5) 手段別の状況

手段別 自殺者数（平成27年～令和3年合計）

手段※	人数	割合	全国割合
首つり	43	66.2%	66.0%
飛降り	9	13.8%	10.6%
その他	13	20.0%	23.3%
不詳	0	0.0%	0.1%
合計	65	100.0%	100.0%

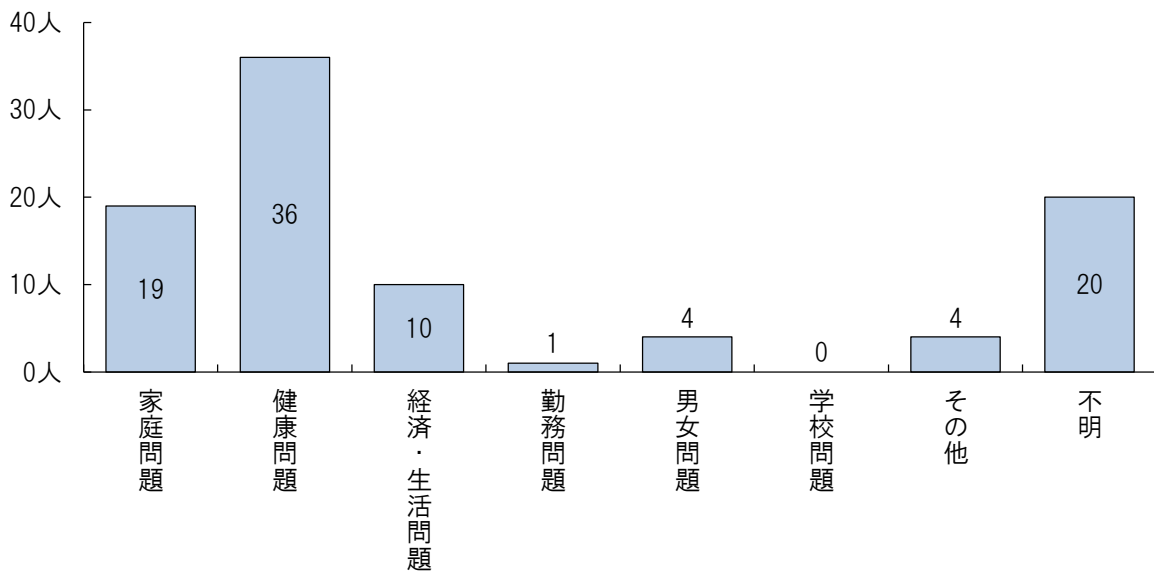
※手段別の人数が5人未満のものは、「その他」として合算して掲載。

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の手段別の自殺者数（平成27年～令和3年合計）は、「首つり」が43人と最も多くなっています。

(6) 原因・動機別の状況

原因・動機別 自殺者数（平成27年～令和3年合計）



※統計上、原因・動機を複数計上している場合があるため、実人数とは一致しません。

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の原因・動機別の自殺者数（平成27年～令和3年合計）は、「健康問題」が36人と最も多く、次いで「家庭問題」が19人、「不明」が20人などとなっています。

(7) 発見地・住居地別の状況

発見地・住居地別 自殺者数の推移

自殺統計 (自殺日)	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	合計	集計 (発見地/住居地)	
発見地	20	18	21	22	15	17	10	123	比	189%
住居地	11	6	13	10	9	9	7	65	差	+58

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

熱海市の発見地・住居地別の自殺者数の推移は、平成27年から令和3年までの合計で、「発見地」でみると123人、「住居地」でみると65人と、熱海市に住居がある人以外の自殺者が多い傾向にあります。

(8) 熱海市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターによる、自殺に関する地域の分析及び地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロファイル」では、以下のような熱海市の地域特性が示されています。

熱海市の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計） <（自殺日・住居地）>

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職独居	11	22.9%	162.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	5	10.4%	19.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳無職独居	4	8.3%	548.1	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳無職同居	3	6.3%	156.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
5位:女性 40～59歳無職同居	3	6.3%	45.7	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

2 アンケート調査結果から見る熱海市の自殺の現状

・調査の目的

本計画策定のための基礎資料とするべく、市民の自殺に対する意識や不安、悩み等についての意見を収集するために調査を実施しました。

・調査の内容

1. 悩みやストレスについて
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 睡眠やうつについて
4. 自殺対策に関することについて

・調査の方法

調査方法：郵送配布・郵送回収

対象者：熱海市在住の18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）

・回収状況

対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000人	421人	421人	42.1%

・調査結果を読む際の注意事項

※「全国」は厚生労働省（自殺対策推進室）の実施した、自殺対策に関する意識調査における人口10万人未満の自治体の集計値です。

※全国調査である自殺対策に関する意識調査と同じ設問は、結果を比較できる形で掲載しています。ただし、ここでは熱海市と規模が類似している全国の数値を掲載しています。また、選択肢が異なっても内容が類似している設問の場合、参考値として掲載しています。

※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示しています。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

※1つの質問に2つ以上答えられる複数回答可能な場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

※質問文や選択肢が長い場合、グラフやコメントにおいて省略した表記をしていることがあります。

回答者の属性

(1) 性別

調査数	男性	女性	その他	無回答
421人	197人 (46.8%)	213人 (50.6%)	1人 (0.2%)	10人 (2.4%)

(2) 年齢【令和4年8月1日現在】

調査数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳
421人	0人 (0.0%)	5人 (1.2%)	7人 (1.7%)	14人 (3.3%)	20人 (4.8%)

60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
36人 (8.6%)	179人 (42.5%)	157人 (37.3%)	3人 (0.7%)

(3) 職業

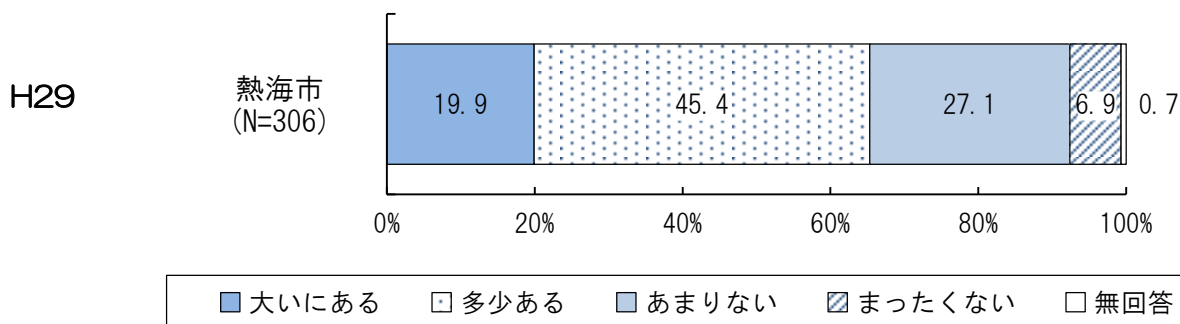
調査数	常勤	パート アルバイト	自営業	自由業	専業主婦 専業主夫
421人	35人 (8.3%)	48人 (11.4%)	34人 (8.1%)	9人 (2.1%)	58人 (13.8%)

無職	学生	その他	無回答
224人 (53.2%)	1人 (0.2%)	9人 (2.1%)	3人 (0.7%)

(4) 同居者の有無

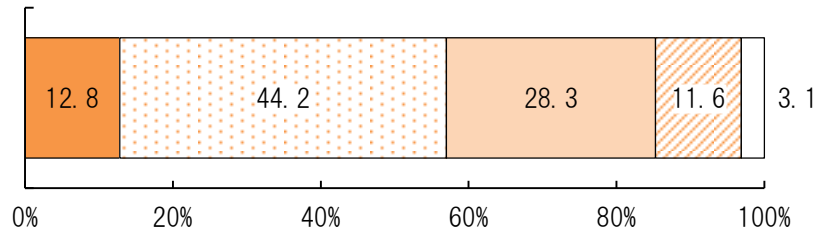
調査数	いる	いない	無回答
421人	277人 (65.8%)	140人 (33.3%)	4人 (1.0%)

問 あなたは、この1カ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。



R4

熱海市
(N=421)



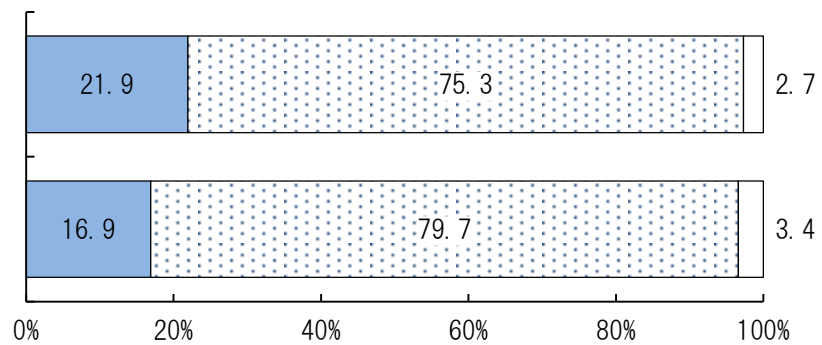
■ 大いにある □ 多少ある ■ あまりない ■ まったくない □ 無回答

1ヶ月間の悩みやストレスなどの有無については、「多少ある」が44.2%と最も多く、さらに、『ある』（「大いにある」＋「多少ある」）は、57.0%となっています。しかし、前回の結果より、『ある』は8.3%減少しています。

問 最近1年以内に死にたいと思ったことがありますか。

H29

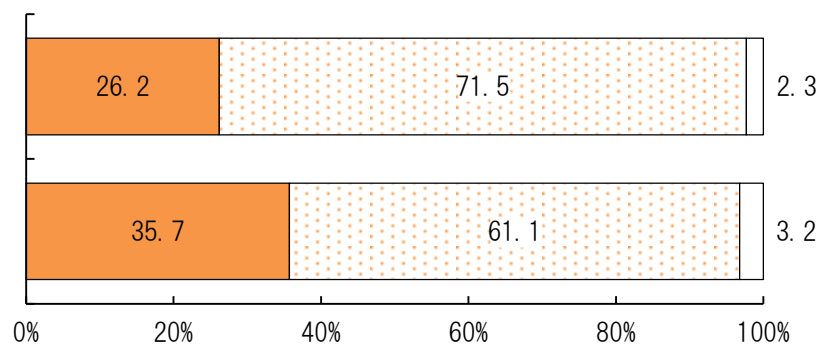
熱海市
(N=73)



■ はい □ いいえ □ 無回答

R4

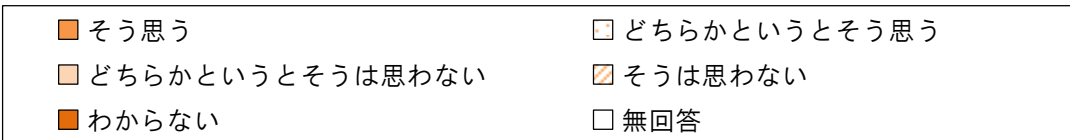
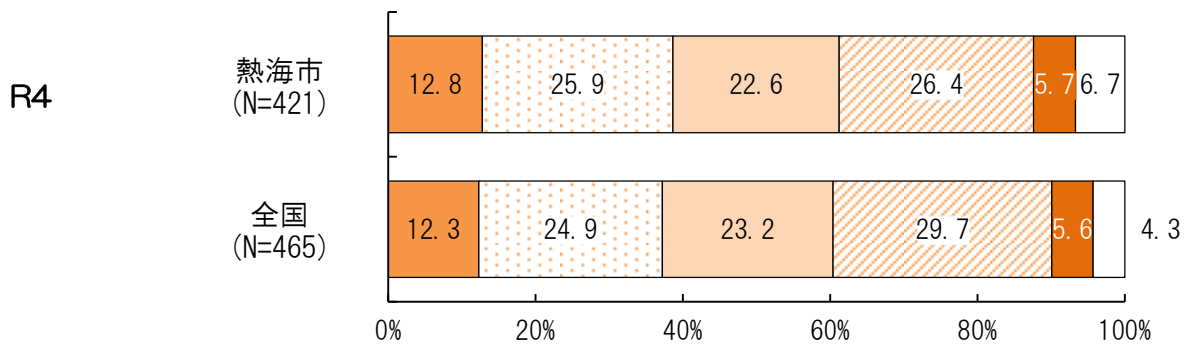
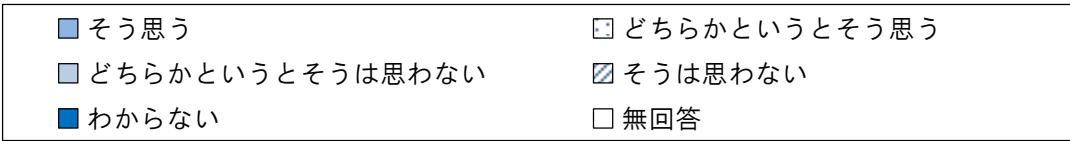
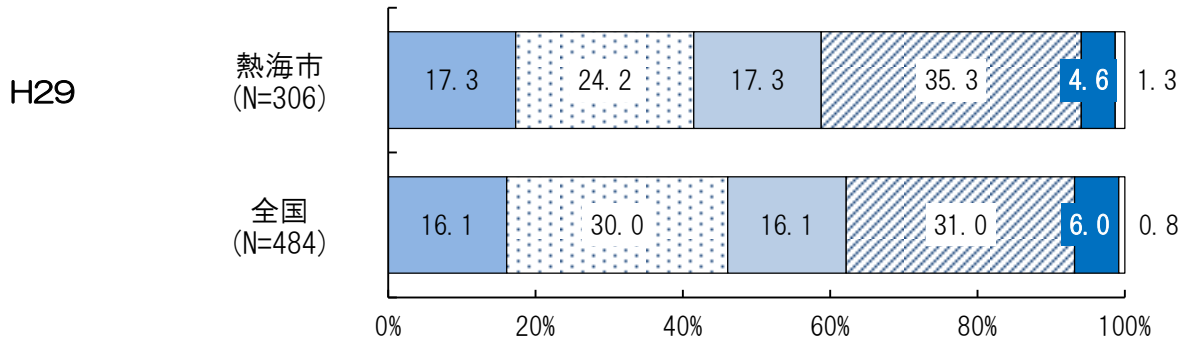
熱海市
(N=130)



■ はい □ いいえ □ 無回答

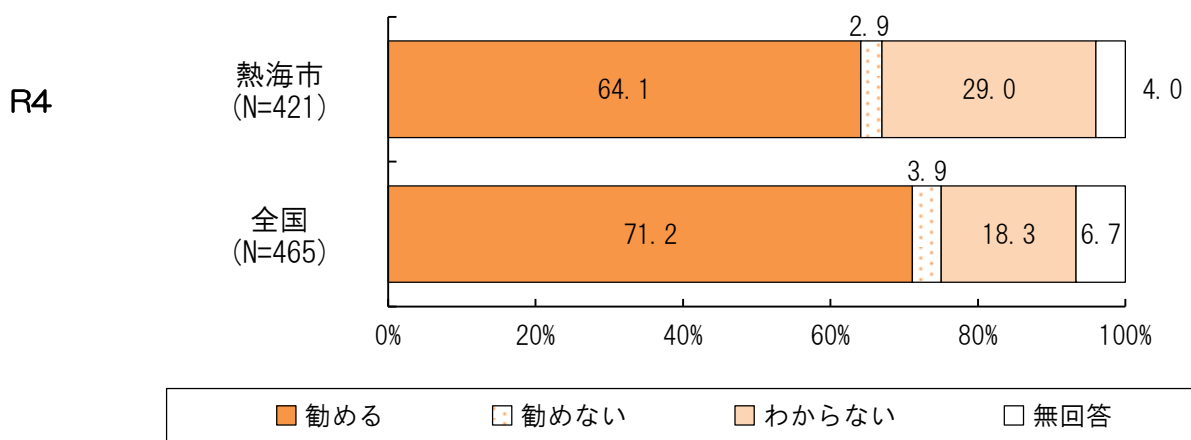
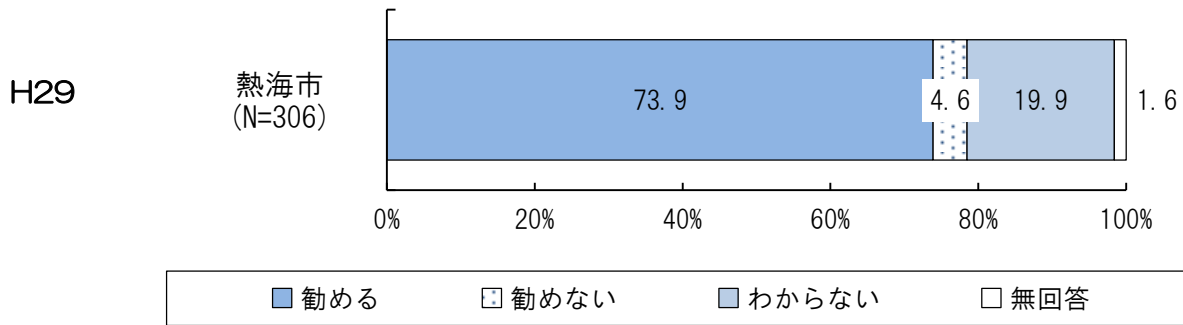
1年以内に死にたいと思った経験の有無については、熱海市において「はい」が26.2%となっており、前回の結果より、4.3%増加しています。

問 あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに「ためらい」を感じますか。



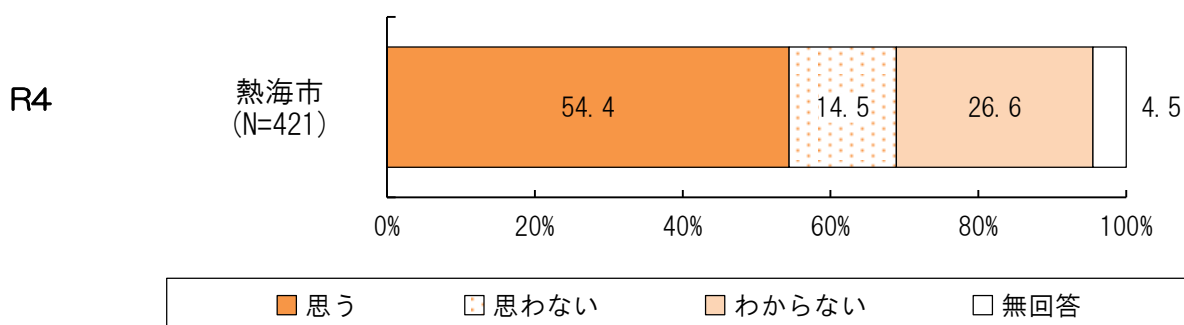
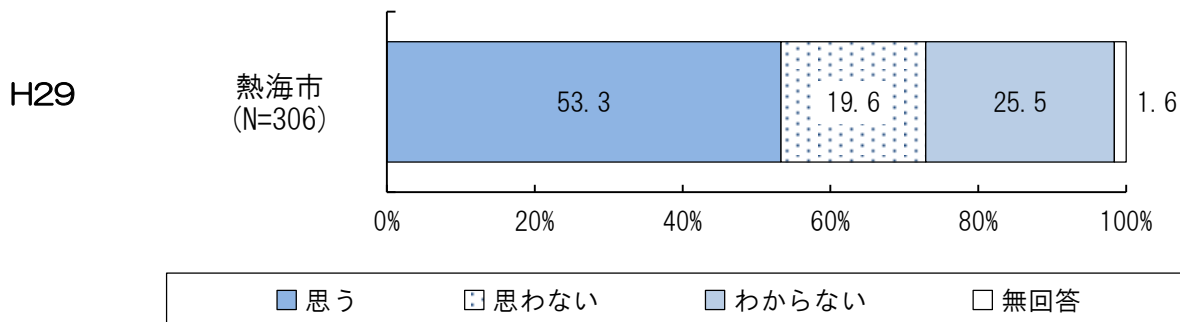
誰かに助けを求めることに対する「ためらい」を感じるかについては、熱海市において「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計は38.7%で、前回の調査より2.8%減少しています。

問 もし仮に、あなたが、今あなたの家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。



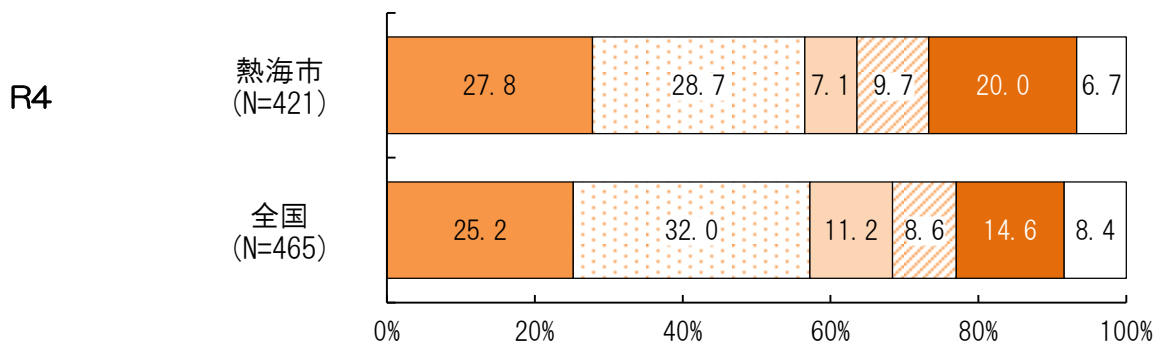
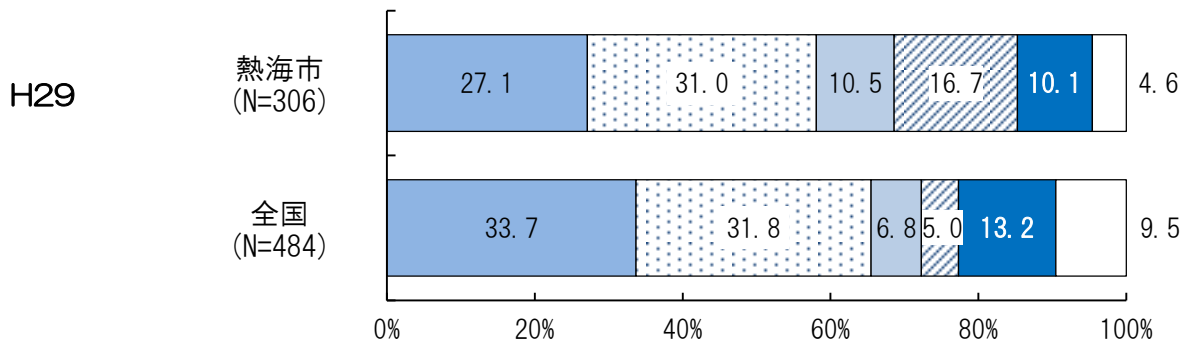
身近な人の【うつ病のサイン】に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めるかについては、熱海市において「勧める」が64.1%と最も多くなっています。しかし、前回の調査と比較し、「わからない」が増加し、「勧める」が9.8%減少しています。

問 もし仮に、あなたが、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、自ら専門の相談窓口へ相談しに行こうと思いますか。



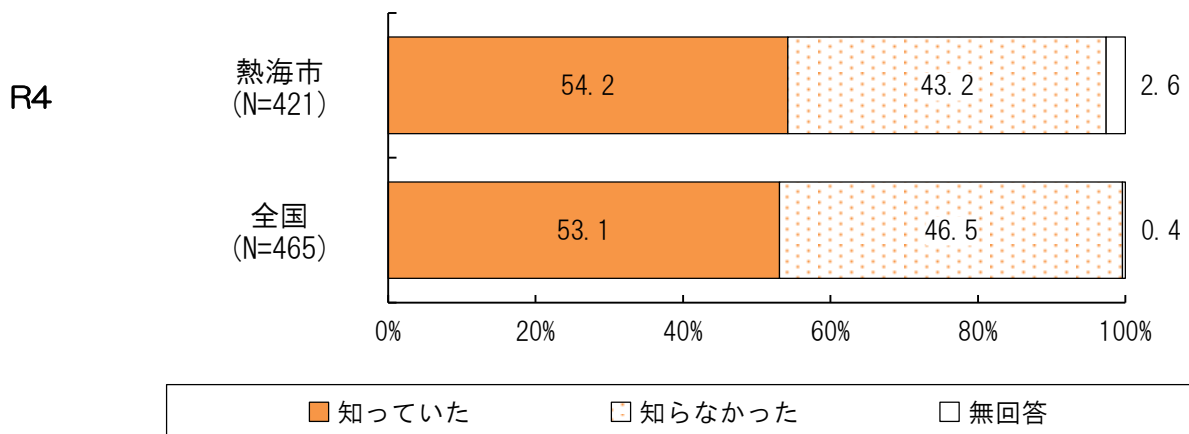
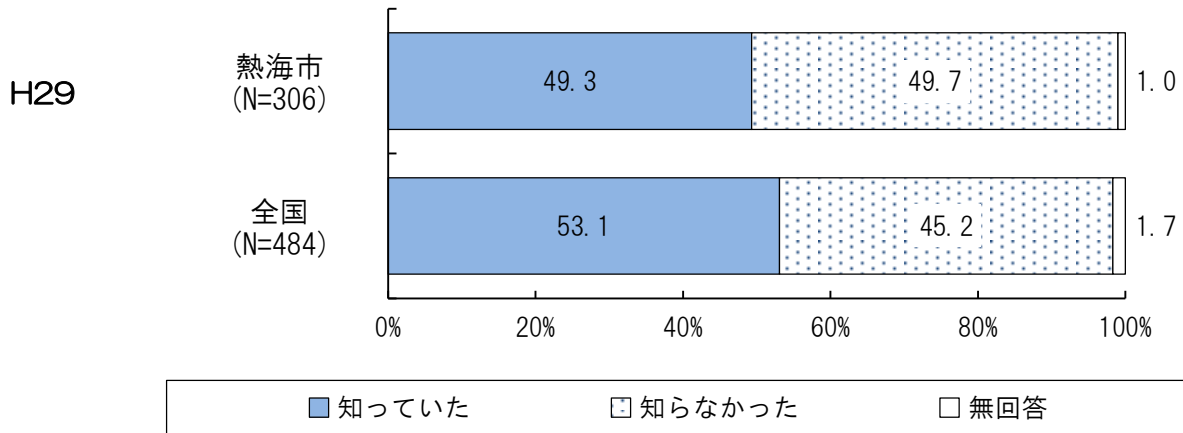
自分自身の【うつ病のサイン】に気づいたとき、専門の相談窓口へ自ら相談すると思うかについては、「思う」が54.4%と最も多く、次いで「わからない」が26.6%、「思わない」が14.5%となっています。この回答は前回調査とほぼ同様の結果でした。

問 自殺は、その多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思う。



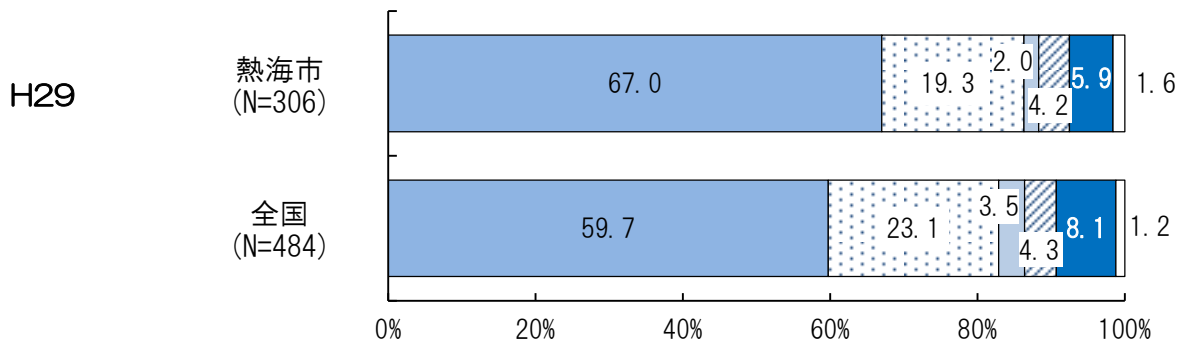
自殺は、その多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思うかについては、前回と比較し、「そう思う」「ややそう思う」は横ばいですが、「そう思わない」「ややそう思わない」が10.4%減少しました。

問 日本の自殺者数は長い間、毎年3万人を超えていました。この数年は3万人を下回っていますが、令和3年（平成28年）においても2万人以上の方が亡くなっています。あなたは、毎年このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。

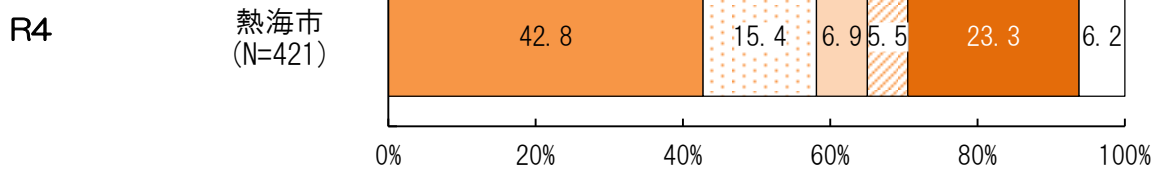


毎年多くの方が自殺で亡くなっていることの認知状況については、熱海市において「知っていた」が54.2%と、過半数を超えており、前回調査と比較して4.9%増加しました。また、全国においても「知っていた」が53.1%とほぼ同様の結果となっています。

問 あなたは、児童生徒が、自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思いますか。



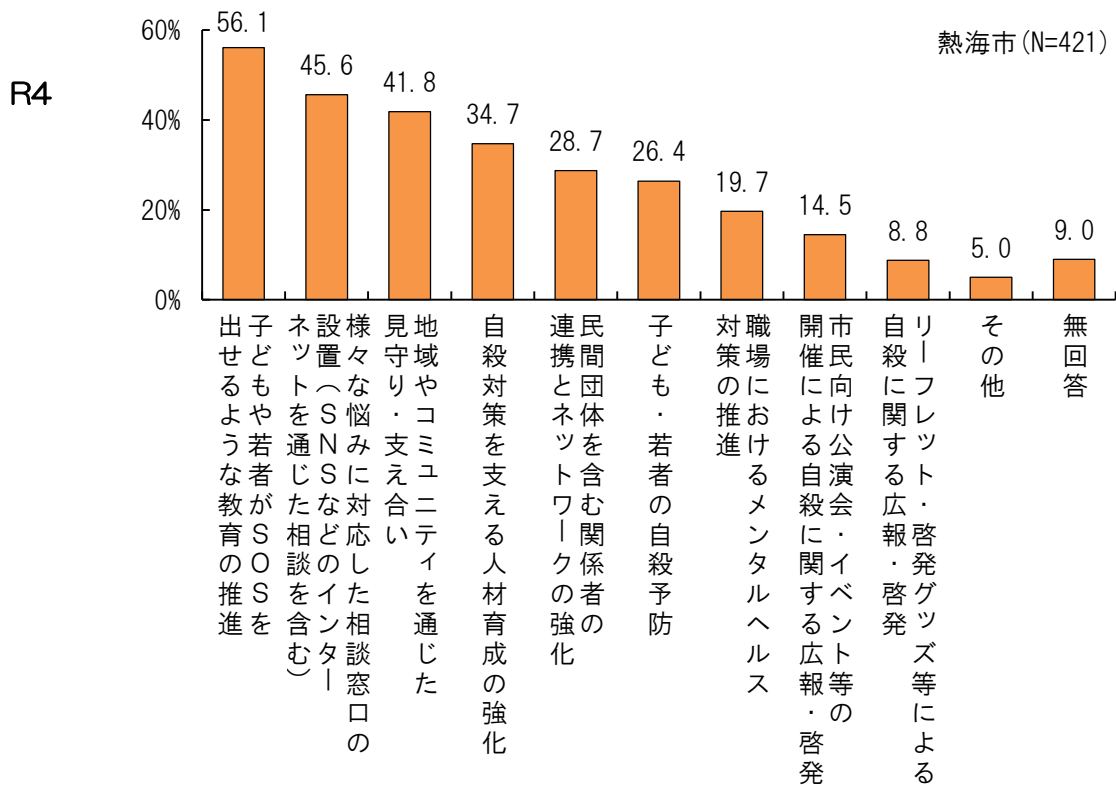
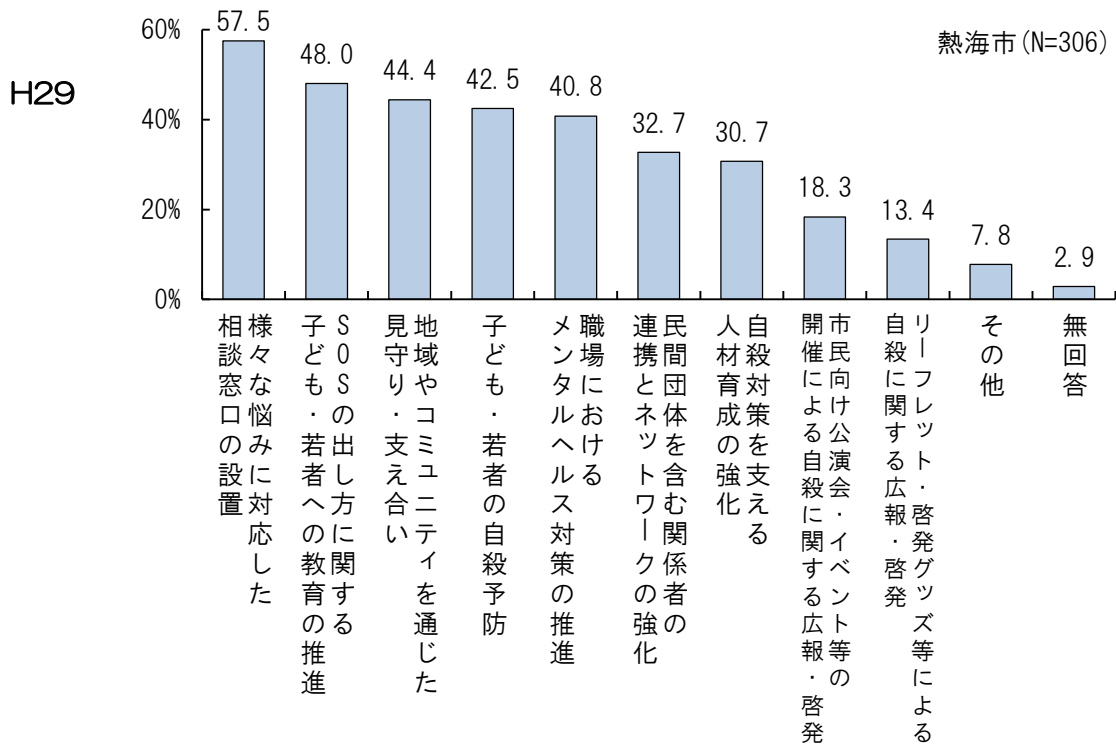
- そう思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- そうは思わない
- わからない
- 無回答



- そう思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- そうは思わない
- わからない
- 無回答

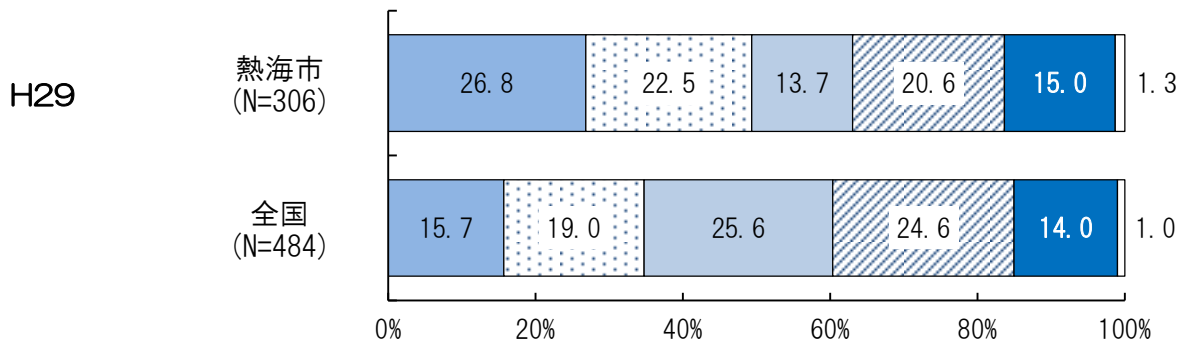
児童生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うかについては、「そう思う」が42.8%と最も多く、『思う』（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）は、58.2%となっています。しかし、前回の結果より、『思う』は28.1%減少しており、「わからない」が17.4%増加しています。

問 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になるとお思いますか。

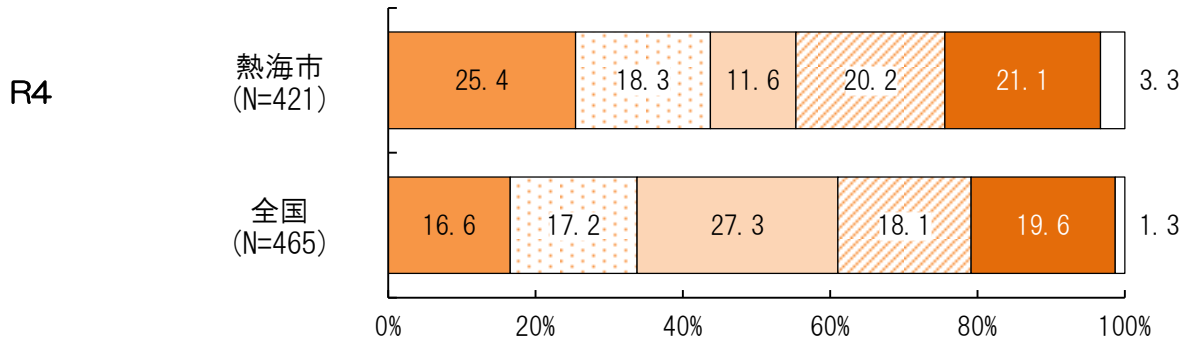


今後求められる自殺対策については、「子どもや若者がSOSを出せるような教育の推進」が56.1%と最も多く、次いで「様々な悩みに対応した相談窓口の設置（SNSなどのインターネットを通じた相談を含む）」が45.6%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が41.8%などとなっています。

問 自殺の問題は自分自身に関わることだと思いますか。



- そう思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- そうは思わない
- わからない
- 無回答



- そう思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- そうは思わない
- わからない
- 無回答

自殺の問題は自分自身に関わることだと思うかについては、熱海市において「そう思う」が25.4%と最も多くなっています。一方、全国においては「どちらかというと思わない」が27.3%と最も多くなっています。前回の結果より、「そう思う」「どちらかというと思う」が5.6%減少していますが、全国よりは多い結果となっています。

3 課題

(1) 自殺対策への理解促進と普及啓発

アンケート調査では、前回の計画策定時から大きな変化はなく、自殺に関する実態や、国や県、本市が実施している自殺対策に関する認知度は高いとは言えない結果でした。また、「自殺は、その多くが社会全体の取組で防ぐことができる問題」と考える人は、全国調査の集計値より低い割合でした。自殺対策を進めるためには、まず市民に自殺に関する現状や自殺対策への理解の促進を図る必要があります。そのため、広報や啓発活動を積極的に実施することが重要となります。自殺の問題は自分自身に関わることだと「思わない」と回答している人と、自殺はその多くが社会全体の取組で防ぐことができる問題だと思わない人が2～3割程度いることから、市民への理解促進が重要です。

また、広報紙や講演、研修会の開催などの他にも、ホームページやSNSを活用することで、目に触れやすいような広報、啓発を検討する必要があります。

(2) 自殺ハイリスク者への包括的な支援と予防

本市の特徴として、高齢者の自殺者数、自殺割合が高いことや、無職者や経済・生活問題で自殺してしまう人が多いことがあげられます。また、アンケート調査では、今後求められる自殺対策として「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」との回答が上位になっており、支援体制の整備が必要であるとともに、地域全体での支援体制の構築が肝要となります。

健康に問題を抱えている人や生活困窮者といった自殺に対するリスクの高い人への自殺対策として、地域での見守り活動や自殺対策の支援者の養成などを通じてハイリスク者を見逃さない体制づくりを進めるとともに、悩んでいる人に対する相談体制を充実し、支援が必要な人には専門機関等へ確実につなげるなど、ハイリスク者に対する包括的な支援を推進します。

その他、勤務問題によるハイリスク者になる前の予防的な取組として、経営者、労働者を対象とした普及啓発やメンタルヘルスの推進により、自殺のリスク要因を減らすことが重要です。

(3) 若い命を救うための取組

本市では、令和2年以降19歳以下の自殺者がおり、20～30代の自殺者数も全体に占める割合は低いものの横ばいとなっています。本市のこれからを担う、子ども・若者の命を守ることは非常に重要な課題であり、アンケート調査でも、今後求められる自殺対策として「子どもや若者がSOSを出せるような教育の推進」との回答が最も多く、また「子ども・若者の自殺予防」との回答も一定数あり、社会の要請としてもこの問題に対応していく必要があります。この子ども・若者を対象とした自殺対策に資する教育や啓発を実施することに加え、教職員をはじめとした子ども・若者に接する機会が多い人に対する人材育成を図る取組が必要です。

(4) 被災者の包括的な支援

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害では28名の方が犠牲となりました。突然大切な家族を失った悲しみ、住み慣れた自宅が流された辛さ、これまでの生活が一変し、馴染みのない地域での生活によるストレスにさらされています。東日本大震災では震災からの節目の時期や10年以上経過した現在でも、災害関連の自殺のリスクが指摘されます。関係部署、関係機関、関係団体、地域住民は連携を強化して被災された方々の包括的な支援に注力していきます。

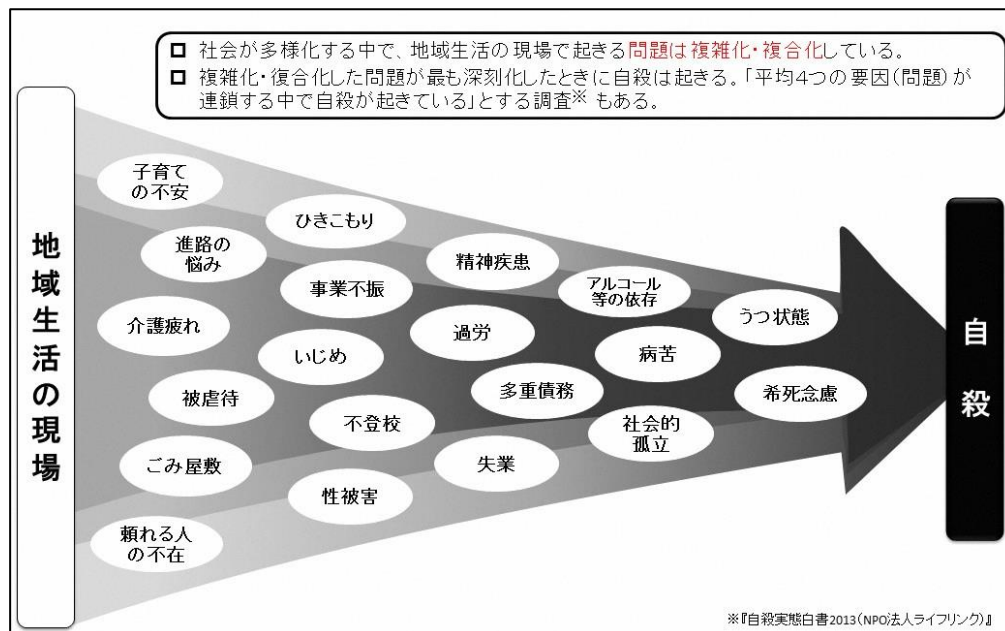
第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺総合対策の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力かつ総合的に推進することが重要です。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。



自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

2 自殺総合対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進していきます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

3 自殺総合対策の基本方針

自殺総合対策大綱及び静岡県自殺総合対策行動計画の基本方針等を踏まえて、本市における自殺対策の基本方針を以下のように設定します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人、孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など各種施策との連携を図ります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市のみならず、国、県、関係団体、民間団体、企業、住民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、情報を共有化することで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、行政、関係団体、企業、市民が自殺は社会全体の問題であるという認識を持ち、我が事として自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮

自殺者、自殺未遂者や関係する親族等の名誉や生活の平穏に十分配慮することが重要です。市、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが必要です。

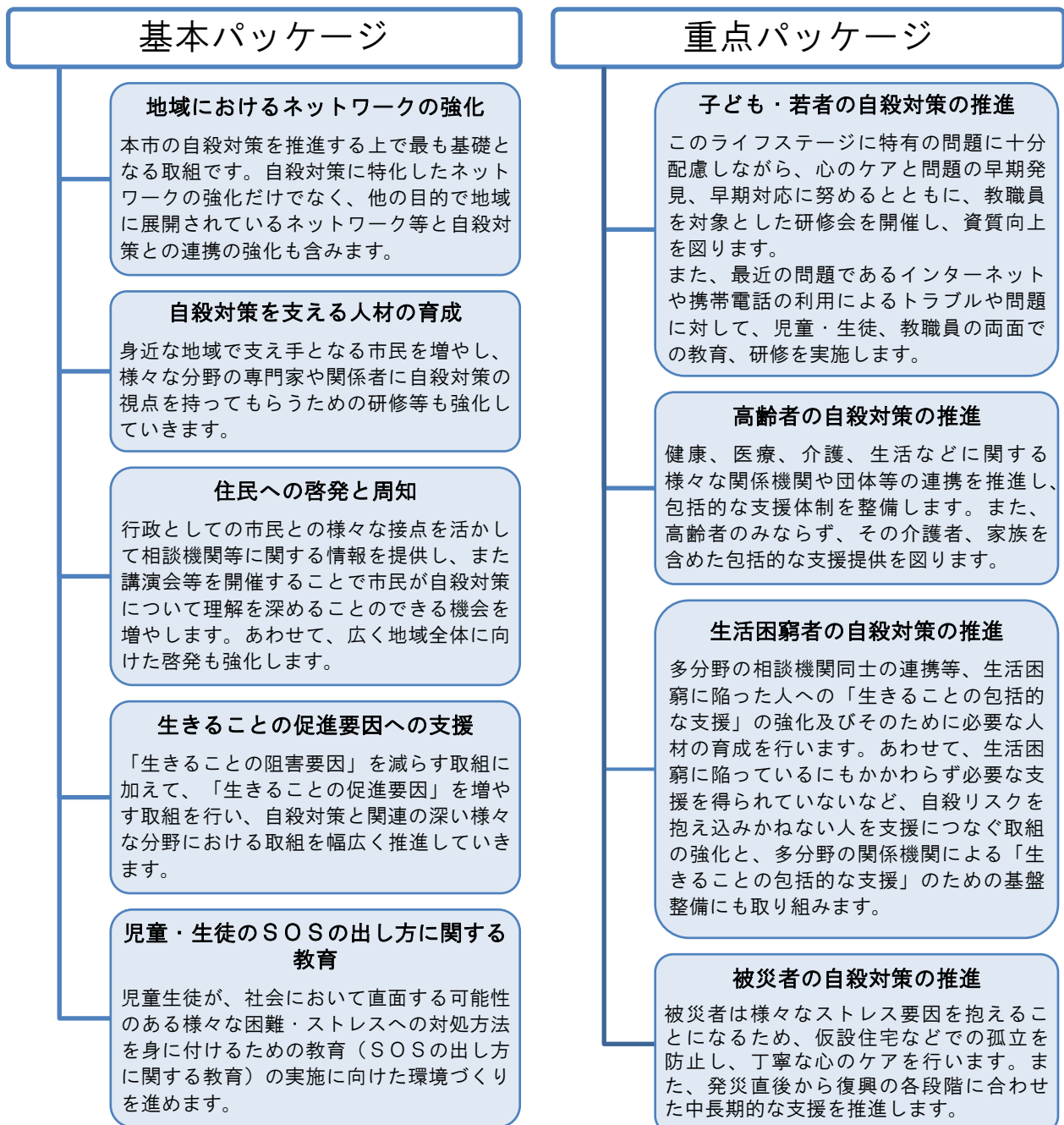
第4章 自殺総合対策のための施策

第4章 自殺総合対策のための施策

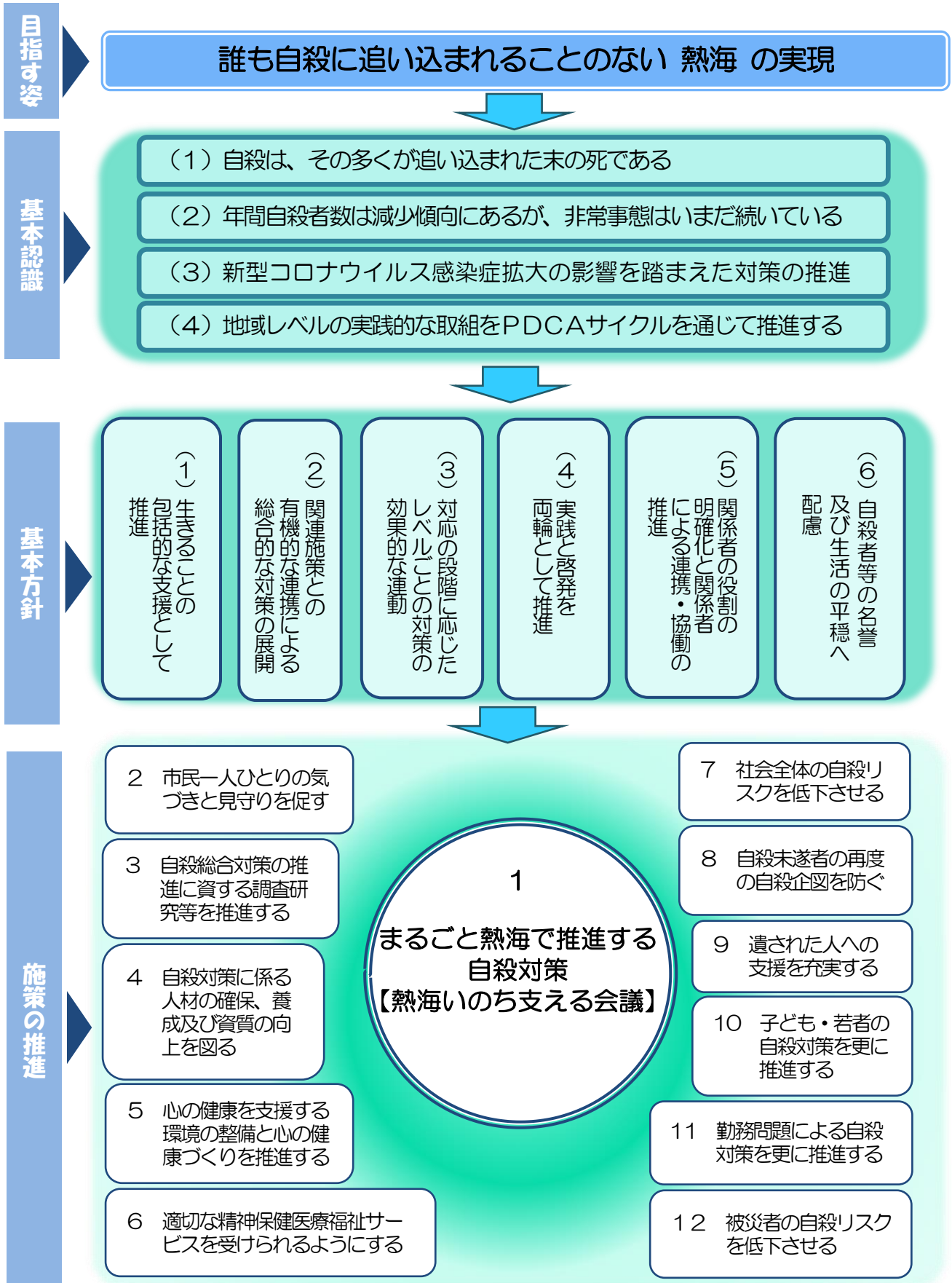
1 施策の体系

本市の自殺総合対策で推進される施策は、自殺総合対策大綱及び第3次静岡県自殺総合対策行動計画に基づいたものであるとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本パッケージ」と、地域自殺実態プロフィール等から勘案した本市の「重点パッケージ」を踏まえたものとしてします。

(1) 地域自殺対策政策パッケージの検討



(2) 施策の体系



2 施策の推進

1 まるごと熱海で推進する自殺対策

行政の最大の責務は住民の命を守ることであり、自殺対策はまさに住民の命を守る取組そのものです。誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるようにするため、熱海市全体での取組として自殺対策を推進していきます。

主な施策・事業

(1) 熱海いのち支える会議の設置
関係部署：長寿総務室・熱海いのち支える会議構成部署（※1）
連携機関：保健・医療・福祉・教育・労働・法律・警察等関係機関
<p>総合的かつ効果的に自殺対策に取り組むため、福祉事務所を中心とした「生きる支援」に関する庁内関係部署で構成した「熱海いのち支える会議」を設置します。本会議は、「定期会議」と「ケース会議」の2つの会議を連動させ、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。</p> <p>定期的に開催する「定期会議」では、本計画の進捗管理・検証等を行うほか、連携体制の構築・強化を図り、自殺対策を全庁的な取組として推進していきます。</p> <p>随時に開催する「ケース会議」では、自殺ハイリスク者に対する総合相談の場として、また効果的な支援につなげる場として構成職員を招集し、かつ必要に応じて関係機関との連携・協働を図っていきます。なお、令和5年度より重層的支援体制整備事業の支援会議の開催が可能となるため、支援会議を「ケース会議」の場として活用することも検討します。</p>
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化

(2) 自殺対策計画策定懇話会の設置
関係部署：長寿総務室
連携機関：保健・医療・福祉・教育・労働・法律・警察等関係機関
<p>自殺対策計画策定懇話会を関連法等の改正や社会情勢の大きな変化等、必要に応じて開催し、総合的かつ効果的な整備体制を継続していきます。</p>
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化

※1 熱海いのち支える会議構成部署

長寿総務室・長寿支援室・生活保護室・障がい福祉室・子育て支援室・健康づくり室・市民協働推進室・教職員指導室

2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、市民の誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解の促進を図る必要があります。また、自殺に対する正しい知識と理解を促進することを通じて、悩んでいる人のサインに気づき、寄り添い、必要に応じて専門機関につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるように、広報や啓発を展開していきます。

主な施策・事業

(1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発
関係部署：障がい福祉室・長寿総務室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：社会福祉協議会・静岡県
自殺対策基本法第7条第2項で法定化されている、9月10日（世界自殺予防デー）から16日までの自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間を中心に、広報あたまやホームページへの掲載、ポスターの掲示、駅前での街頭啓発キャンペーンなど、様々な方法で集中的かつ全庁的な啓発に取り組みます。庁内の各部署で様々な対象者にアプローチすることで、市民が自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができるよう、「気づきを高める啓発事業」を実施します。
政策パッケージ：◎住民への啓発と周知
(2) 自殺防止の意識を向上させるための取組
関係部署：障がい福祉室・健康づくり室・長寿総務室・図書館
連携機関：社会福祉協議会
自殺防止を呼びかけるポスターを市役所や図書館、薬局等に掲示し、健康まつりや福祉まつりではパンフレットや啓発品を配布するなど、いのちの大切さや自殺防止についての正しい知識の普及を推進します。
政策パッケージ：◎住民への啓発と周知
(3) 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発
関係部署：健康づくり室・障がい福祉室・長寿総務室
連携機関：医療機関
うつ病等の精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するため、医療機関等との連携を図りながら、チラシの配布等によりこれらに対する理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。
また、心の健康やうつ病予防に関する講演会を開催し、悩んでいる人のサインに気づき、「見守り」という自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識の共有、知識の向上を図ります。
政策パッケージ：◎住民への啓発と周知

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者やその遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を実務的な視点からも検証し、そこから導き出される成果を速やかに自殺対策の実践に還元できるように取り組みます。

主な施策・事業

(1) 自殺に関する統計資料等に関する分析
関係部署：長寿総務室・障がい福祉室・健康づくり室
連携機関：—
自殺に関する各種統計（人口動態統計、警察庁統計等）について、経年的に把握するとともに、そのリスク要因に関する分析を行います。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化
(2) 効果的な自殺対策につながる調査研究
関係部署：長寿総務室・障がい福祉室・健康づくり室・（熱海いのち支える会議）
連携機関：—
自殺の要因には、様々な社会的、個人的な要因が複雑に関連しているため、自殺に関連する調査研究を行い、本市の自殺の傾向を分析し、実情に即した自殺対策を推進します。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

様々な分野において、生きることの包括的な支援に関わっている支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成していきます。

また、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成していきます。

主な施策・事業

(1) 自殺対策従事者の資質の向上
関係部署：長寿総務室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：—
静岡県が主催する自殺予防についての研修会に、自殺対策従事者が積極的に参加し自殺予防に関する知識を習得します。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成
(2) 介護支援専門員等に対する普及啓発
関係部署：介護保険室・長寿支援室
連携機関：介護保険事業所・地域包括支援センター
介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員などに対して、自殺の危険性の高い高齢者への気づきと適切な対応をとることができるよう、各研修会の中で必要に応じて高齢者への支援方法に関する内容を盛り込み、個々に合わせた支援ができるように知識の普及を図ります。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成 ◎高齢者の自殺対策の推進
(3) 民生委員・児童委員等に対する研修
関係部署：長寿総務室
連携機関：民生委員・児童委員
静岡県が実施する民生委員・児童委員を対象とした「心の健康づくりや自殺対策に関する研修会」への参加を推進することで、地域における相談・見守り体制を強化し、地域住民の孤独・孤立を防ぎます。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成 ◎地域におけるネットワークの強化

(4) 相談機関従事者に対する研修
関係部署：長寿総務室・障がい福祉室・長寿支援室・生活保護室
連携機関：社会福祉協議会・包括的相談支援事業者（※2）
各専門相談機関等に従事している職員に対し、静岡県等が主催する研修会への積極的な参加を促すことで、自殺の要因となり得るうつ病等の精神疾患や生活困窮、各種虐待、ひきこもり、性的マイノリティ等に関する知識の普及を促進します。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成

(5) ゲートキーパーの養成
関係部署：長寿総務室・（熱海いのち支える会議）
連携機関：各外郭団体
自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図り、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するために、市職員や外郭団体等を対象としたゲートキーパー養成研修に取り組みます。
また、静岡県が主催する県・市町社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等を対象としたゲートキーパー養成研修会への積極的な参加を促すことで、支援者の資質向上を図ります。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成

(6) 自殺対策従事者の心のケアの推進
関係部署：長寿総務室・障がい福祉室・長寿支援室・生活保護室・（熱海いのち支える会議）
連携機関：社会福祉協議会・包括的相談支援事業者（※2）
「熱海いのち支える会議」を定期的開催し、自殺対策従事者が抱える悩みを共有できるネットワークを構築します。
また、市内の各専門相談機関等に従事している職員に対し、静岡県精神保健福祉センター及び各保健所等が実施する精神保健福祉相談についての周知等、心の健康を維持するための仕組みづくりを推進します。
政策パッケージ：◎自殺対策を支える人材の育成 ◎地域におけるネットワークの強化

※2 包括的相談支援事業者

地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・生活困窮者自立相談支援事業所・子育て世代包括支援センター

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を図るため、啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

主な施策・事業

(1) 心の健康に関する相談先の周知
関係部署：長寿総務室・(熱海いのち支える会議)
連携機関：静岡県
悩みを抱える人がどこでも相談でき、適切な支援を受けることができるよう、静岡県等が整備する「静岡県うちあけダイヤル」や「静岡いのちの電話」等による相談先の周知を図ります。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(2) 地域における心の健康づくりの推進
関係部署：健康づくり室・教職員指導室
連携機関：—
家庭内において、命の尊さや生きることの意味や家族一人ひとりの心の健康づくりの重要性を認識するよう促すとともに、不眠を糸口に家族の心の不調のサインへの気づきを推進します。
また、地域全体に対して、個人や社会生活における健康・安全について理解を深め、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質を育てる教育を推進します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(3) 妊産婦の支援の充実
関係部署：健康づくり室・子育て支援室
連携機関：児童相談所・静岡県・医療機関
妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行います。
また、保健医療や福祉の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

精神疾患により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて確実に精神科医療につなぐことができるように、連携体制を整備します。

また、精神科医療につながった後も、本人が抱える悩みに包括的に対応する必要があるため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めます。

主な施策・事業

(1) 精神保健福祉総合相談との連携
関係部署：健康づくり室・障がい福祉室
連携機関：静岡県
精神疾患の早期発見・治療へつなげていくため、保健所が主催している精神保健福祉総合相談との連携を図り、相談者への支援を行います。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化
(2) うつ病のスクリーニングの実施
関係部署：健康づくり室・障がい福祉室
連携機関：医療機関・相談支援事業所
市や事業所等による健診や訪問指導、健康相談会等により、ストレス状態を把握し、適切な医療機関、相談機関につなげる体制を構築します。特に、産婦に対してはエジンバラ産後うつ病質問票を用い、産後うつ病対策に取り組みます。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(3) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
関係部署：障がい福祉室・健康づくり室
連携機関：医療機関・断酒会等
アルコール依存症や薬物依存症、統合失調症などの自殺の危険性の高い本人及び家族などから相談があった際、適切な情報提供や関係機関との連携を行い、早期治療につなげます。 また、断酒会等と連携した相談体制を整備します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(4) がん、難病、慢性疾患患者等に対する支援
関係部署：健康づくり室・障がい福祉室
連携機関：静岡県
がん相談支援センター、県難病相談支援センターの利用促進を行います。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

7 社会全体の自殺リスクを低下させる

社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、あわせて「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

主な施策・事業

（1）重層的支援体制の整備
関係部署：長寿総務室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：静岡県・社会福祉協議会・包括的相談支援事業者
<p>自ら相談に行くことが困難な人に支援が届くよう、関係機関のネットワークや地域住民とのつながりの中から課題を抱える人を把握し、早期に関わりを作り、継続的な相談や支援を行います。</p> <p>市や各相談支援機関では、属性を問わずに一旦相談を受け止め、適切な相談支援機関につなげます。その中で、複合的な課題を抱える人や世帯については、多機関で協働し支援を行います。また、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と社会がつながり支え合う地域づくりに取り組みます。</p>
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化
（2）多重債務者に対する相談窓口の周知
関係部署：市民協働推進室
連携機関：弁護士会等
<p>多重債務等の相談に際し、解決方法を模索するとともに、法テラス、弁護士会、司法書士会等、適切な相談窓口を紹介できる体制を確立します。また、市税等の市徴収金を扱う部署と連携し、適切な支援を受けることのできる仕組みを作り、広く周知を図ります。</p>
政策パッケージ：◎生活困窮者への自殺対策の推進
（3）生活困窮者、失業者等への支援の充実
関係部署：生活保護室・総務管理室・産業振興室
連携機関：社会福祉協議会
<p>生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度等の周知及び適正な利用を促進します。</p> <p>また、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者への支援として、小中学校就学援助制度を広く周知し利用を促進します。</p> <p>失業者への支援については、再就職に向けた相談体制の整備を、ハローワークとの連携も視野に入れ検討します。</p>
政策パッケージ：◎生活困窮者への自殺対策の推進

(4) 経営者等に対する相談事業の実施
関係部署：産業振興室
連携機関：熱海商工会議所
経営危機に直面した中小企業や自営業者に対し、相談事業の実施と周知を図り、再生を支援します。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化

(5) 法的問題解決のための情報提供の実施
関係部署：市民協働推進室
連携機関：弁護士会等
困りごとの内容を的確に把握し、毎月3回実施している市の法律相談や、法テラス等が行う日常生活の困り事や労働問題等に対応する無料法律相談などを紹介することにより、法的な問題を解決するための情報提供の充実を図ります。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化

(6) ICTを活用した自殺対策の強化
関係部署：長寿総務室・障がい福祉室・健康づくり室・広報情報室・図書館
連携機関：—
支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようするため、SNSやインターネット等のICT（情報通信技術）を活用した対策を強化します。
また、自殺対策のホームページに、自殺の現状、基礎知識やうつ病に関する知識、働く人のメンタルヘルスに関する情報、各種相談機関の情報等を掲載することで、ホームページの充実を図ります。
政策パッケージ：◎住民への啓発と周知

(7) 在宅高齢者への相談支援体制の充実
関係部署：長寿支援室・健康づくり室・生活保護室・介護保険室・長寿総務室
連携機関：地域包括支援センター・社会福祉協議会
在宅高齢者を取り巻く健康問題、介護負担、生活困窮、認知症、虐待などの問題について、相談支援体制の充実を図ります。
政策パッケージ：◎高齢者の自殺対策の推進

(8) ひきこもりへの支援
関係部署：障がい福祉室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：静岡県・社会福祉協議会
ひきこもり状態で悩む本人及び家族等の孤立化・深刻化を防ぐため、静岡県では精神保健福祉士、心理士、保健師等の専門職による相談及び精神科医による診察等の支援を実施しています。
静岡県ひきこもり支援センターや圏域保健所との連携を更に推進し、本人、家族に対する面談・訪問・情報の共有等、地域全体における包括的なひきこもり対策を推進します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援 ◎子ども・若者の自殺対策の推進

(9) ジェンダーに関わる悩み相談事業の実施
関係部署：生活保護室・市民協働推進室
連携機関：人権擁護委員
DV や性犯罪・性暴力、仕事や人間関係、家庭、心と体のこと等、ひとりで抱え込みがちな悩みの解決と回復を支援することを目的として、相談員によるカウンセリングを行うことにより、きめ細かな対応を図り自殺のリスク要因の軽減につなげます。
また、人権擁護委員の人権よろず相談や市民相談室による一般相談での面接を行い、必要に応じて「あざれあ男性電話相談」や「女性の人権ホットライン」の紹介を行います。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

(10) 性的マイノリティ（性的少数者）などに関する理解促進
関係部署：市民協働推進室
連携機関：人権擁護委員・静岡県・弁護士会等
LGBTQ+など性的マイノリティなどの人々は、社会や地域の無理解、誤解や偏見、差別等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、これらの人々に対する人権尊重の意識の高揚を図り、性的指向や性自認に関する正しい理解を促進します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

(11) 労働問題への支援
関係部署：産業振興室
連携機関：労働基準監督署
労働者及び使用者等を対象に、労働条件その他労働契約上で生じた労働問題に対し、必要に応じて専門機関への紹介を実施します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

(12) ひとり親相談事業の実施
関係部署：子育て支援室・市民協働推進室
連携機関：静岡県
子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、相談・指導・助言を行い、必要に応じて各種相談員や関係機関等と連携を図り、適切な支援を行います。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化 ◎生活困窮者への自殺対策の推進

(13) 居場所づくりとの連動による高齢者への支援
関係部署：長寿支援室
連携機関：社会福祉協議会
閉じこもりや孤立のリスクを抱えるおそれのある高齢者に対し、地域とつながり、生きがいを持ち活動することができるよう、社会福祉協議会と連携して地域サロン活動を活用した居場所づくりを推進します。
政策パッケージ：◎住民への啓発と周知

(14) 地域における支え合い体制の充実
関係部署：長寿総務室・長寿支援室
連携機関：地域包括支援センター・社会福祉協議会 熱海市高齢者等地域見守りネットワーク協力団体
地域社会の絆、交流の希薄化に対応するため、地域の見守り活動などを促進します。
政策パッケージ：◎地域におけるネットワークの強化 ◎高齢者の自殺対策の推進

(15) 生活習慣病の早期発見と重症化予防の支援
関係部署：健康づくり室・保険年金室
連携機関：医療機関
健康への不安からの自殺を予防するため、定期的な健診（検診）の受診を勧め、生活習慣病の早期発見につなげます。 また、疾病の重症化を防ぐため、健診（検診）等の結果、重症化する可能性が高い人等には、健康相談などの支援を実施します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、相談体制及び支援体制の強化を図ります。また、自殺未遂者の家族をはじめとした周りの人への支援を充実させます。

主な施策・事業

(1) 自殺未遂者の相談支援体制の整備
関係部署：障がい福祉室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：静岡県・医療機関・社会福祉協議会
<p>再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂に至った悩みの原因を整理し、静岡県と協力しながら電話・来所・訪問など、継続的な支援を実施します。</p> <p>あわせて、静岡県が警察署や消防署と連携して取り組む事案に際し、更なる協力と情報共有に努めます。</p>
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(2) 家族等身近な支援者に対する支援
関係部署：障がい福祉室・熱海いのち支える会議構成部署
連携機関：静岡県・医療機関・社会福祉協議会
<p>自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するため、家族等の身近な人に対して、相談体制の強化及び支援体制の整備を図ります。</p>
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

9 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人等に対して迅速な支援を行います。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

主な施策・事業

(1) 遺された人への支援
関係部署：長寿総務室・(熱海のち支える会議)
連携機関：静岡県
自死遺族等に寄り添い、必要に応じて専門の相談窓口を紹介し、関係機関へつなげます。 また、静岡県が実施する自死遺族のつどい(東部わかちあい すみれの会)等について、県と連携してその活動を支援します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(2) 学校・職場等における事後対応と2次的被害の防止
関係部署：教職員指導室・産業振興室
連携機関：静岡県
学校・職場等における重大な事件、事故等の発生直後に周りの方に対する心のケアを行い、PTSD(心的外傷後ストレス障がい)などの2次的な被害を未然に防ぐため、静岡県こころの緊急支援チーム等と連携しながら適切に対応します。
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

子ども・若者の抱える悩みは多様であり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対応が重要です。子ども・若者を対象とした支援、啓発のみならず、教育を行う職員の資質向上を図る取組を実施します。また、生きることの包括的な支援として困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標としたSOSの出し方に関する教育についても推進します。

主な施策・事業

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	
関係部署：教職員指導室・子育て支援室・市民協働推進室	
連携機関：人権擁護委員	
<p>いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応します。また、学校における人権教育や道徳教育の中で、子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法、他人に対する思いやりやいたわりを学び、たくましく生きるための力を養います。</p> <p>人権擁護委員による子ども人権教室の開催や「子どもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口」「子どもの人権SOSミニレター」などの活用案内をするなど、状況に応じて関係機関との連携を図ります。</p>	
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進	
(2) 静岡県こころの緊急支援チーム事業の活用	
関係部署：教職員指導室	
連携機関：静岡県	
<p>児童・生徒の自殺などの緊急の問題が発生した際、「静岡県こころの緊急支援チーム」を活用し、緊急・集中的に問題の早期解決を図ります。</p>	
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進	
(3) スクールカウンセラー事業の活用	
関係部署：教職員指導室	
連携機関：静岡県	
<p>静岡県では、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置しており、本市ではそれらを活用することにより、児童生徒のいじめ問題や不登校、問題行動に対して適切に対応し、心の健康を維持できるようにします。</p>	
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進	

(4) スクールソーシャルワーカー（SSW）派遣事業の活用
関係部署：教職員指導室
連携機関：静岡県
静岡県では、児童生徒を取り巻く諸問題の解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーを派遣しており、本市ではそれらを活用することにより、児童生徒が置かれた家庭環境への働き掛けや、児童生徒に対して様々な支援を行います。
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進

(5) ICT（インターネットやSNS等）に潜む危険性に関する授業の実施
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
ICTによるいじめ、誹謗中傷による被害、出会い系や自殺関連等の危険なサイトの利用、個人情報や写真の流出など、ICTの危険性に関する授業を実施し、子どもが事件、事故に巻き込まれるリスクを未然に防止します。 また、保護者等に対しても、周知し、家庭等での教育を促進します。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進

(6) SOSの出し方に関する教育の推進
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
学級活動、道徳教育を通じて、命の尊さやSOSの出し方に関する教育、心の健康の保持に係る教育を推進します。
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(7) 生徒指導研修の実施
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
学校教育に必要なカウンセリング技能の習得を図るために、夏の生徒指導研修会等により教職員に対するトレーニングを実施し、いじめの未然防止・不登校の解決に向けて、子どもが命の大切さを実感できる教育の支援を行います。
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進 ◎自殺対策を支える人材の育成

(8) 教職員研修（いじめ防止研修）の実施
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
生徒指導主事・主任を対象に、性的マイノリティへの配慮など、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、いじめに関する未然防止や早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する研修を実施します。
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進 ◎自殺対策を支える人材の育成

(9) 情報教育の推進
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
インターネットやスマートフォン、SNSの健全な利用、ネットいじめ防止等、児童生徒への情報モラル指導を担う教職員の力量を高めるため、情報教育研修を実施します。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進 ◎自殺対策を支える人材の育成

(10) 特別支援教育の支援員に対する研修の実施
関係部署：教職員指導室
連携機関：—
児童生徒の悩みなどを聞き、学校生活におけるストレスを和らげ、心のゆとりを持てる学校環境の整備のため、教職員を補助する支援員のスキルアップ研修を実施します。
政策パッケージ：◎児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◎子ども・若者の自殺対策の推進 ◎自殺対策を支える人材の育成

(11) 家庭児童相談室における相談事業の実施
関係部署：子育て支援室・教職員指導室
連携機関：児童相談所
家庭児童相談室を設置し、18歳未満の児童に関する諸問題（養護・非行・虐待・障がい・健全育成等）について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、児童相談所や教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進

(12) 子どもの貧困対策の実施
関係部署：子育て支援室・生活保護室・教職員指導室
連携機関：—
貧困状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となる可能性があるため、子どもの貧困対策を実施します。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進 ◎生活困窮者への自殺対策の推進
(13) ユースサポート事業の実施
関係部署：社会教育室・教職員指導室
連携機関：—
ひきこもり、不登校、ニート、非行など困難を抱える子どもや青少年・家族に対する相談支援を行います。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進
(14) いのちの講座の実施
関係部署：教職員指導室・健康づくり室
連携機関：医療機関
命の尊さについて考える一環として、医療機関等各種専門機関に対し、学校への派遣を要請し講座を実施します。
政策パッケージ：◎子ども・若者の自殺対策の推進

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

働く人が職場環境をはじめとした労働における様々な問題により、自殺リスクが高まることを防ぐため、職場でのメンタルヘルス対策を推進します。長時間労働やハラスメントに関する法律や制度を周知することで、勤務問題の解消を図ります。

主な施策・事業

(1) 長時間労働の是正
関係部署：産業振興室・長寿総務室・健康づくり室
連携機関：労働基準監督署・熱海商工会議所
<p>過労死、過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のための対策を推進します。</p> <p>また、静岡労働局と連携し、労働法セミナーや研修会を開催し、関連する法制度などの周知啓発を図ります。</p>
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
関係部署：産業振興室・長寿総務室・健康づくり室
連携機関：静岡県・労働基準監督署・熱海商工会議所
<p>過労死、過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて、過労死等の防止やハラスメント対策及び職場におけるメンタルヘルス対策の充実の推進のため、職場におけるストレスチェックや、静岡労働局と連携し、労働法セミナーや研修会を開催し、関連する法制度などの周知啓発を図ります。</p>
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援
(3) ハラスメント防止対策の推進
関係部署：産業振興室・長寿総務室・健康づくり室
連携機関：労働基準監督署・熱海商工会議所
<p>職場におけるパワーハラスメント対策及びセクシュアルハラスメント対策を推進します。</p> <p>また、静岡労働局と連携し、労働法セミナーや研修会を開催し、関連する法制度などの周知啓発を図ります。</p>
政策パッケージ：◎生きることの促進要因への支援

12 被災者の自殺リスクを低下させる

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害や今後も起こり得る災害の被災者について、状況に合わせた包括的な支援体制の整備が重要です。避難所や仮設住宅など、慣れない環境の中で丁寧な心のケアが必要となります。発災直後から各段階に合わせた中長期的な支援を推進します。

主な施策・事業

(1) 避難所における支援（フェーズ0～3）
関係部署：健康づくり室・長寿支援室・危機管理室・教職員指導室
連携機関：静岡県・医師会・看護協会（災害支援ナース）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）
避難所においては、発災直後の喪失感や疲労から最も自殺のリスクが高まることから、DPAT、心のケアチーム、災害支援ナースなどの支援による24時間の相談体制や、被災者一人ひとりの健康状態なども注視し、個別の聞き取りを行うなど、相談や見守りの体制を迅速に整備します。
政策パッケージ：◎被災者の自殺対策の推進
(2) 仮設住宅における支援（フェーズ4）
関係部署：長寿支援室・健康づくり室・住宅室・危機管理室・教職員指導室
連携機関：社会福祉協議会・静岡県社会福祉協議会・静岡県・医師会・包括的相談支援事業者・民生委員・児童委員・町内会
災害の規模により、仮設住宅などでの避難生活の長期化も予想されます。また、災害で受けた身体的・精神的なショックや、慣れない地域や環境での生活など多くのストレスにさらされます。被災者の個々の状況に合わせて、継続的な見守りや健康相談などを行うため「支え合いセンター」の設置など、避難生活における孤立を防止し、心のケアに努めます。子どもに対しては、適切な対応ができるよう教諭への指導の機会を設け、必要に応じてカウンセラーの派遣等も行います。
政策パッケージ：◎被災者の自殺対策の推進
(3) 平時の支援へ移行（フェーズ5）
関係部署：長寿支援室・健康づくり室・住宅室・危機管理室・教職員指導室他
連携機関：社会福祉協議会・静岡県社会福祉協議会・静岡県・医師会・包括的相談支援事業者・民生委員・児童委員・町内会
被災者の生活再建のペースに合わせて、必要に応じて既存の相談支援機関や平時の行政サービスへつなぐなど、被災者への支援が途切れることのないよう、関係機関や地域などとの連携を強化します。
政策パッケージ：◎被災者の自殺対策の推進

第5章 自殺対策の推進体制等

第5章 自殺対策の推進体制等

1 計画の推進体制

(1) 行政

本市は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、市町村自殺対策計画を策定し、国や県と連携しつつ、各主体の緊密な連携、協働に努めながら自殺対策の推進の中心となります。

また、庁内の自殺対策関係部署による「熱海のち支える会議」を定期的を開催し、各施策や支援対象者等の情報を共有し、連携体制の構築・強化を図り、また、自殺ハイリスク者に係るケース会議を招集し、早期の対応に努め、ハイリスク者を見逃さない体制づくりを進めるとともに、悩んでいる人に対する相談体制を充実し、包括的な支援を推進します。

(2) 関係団体

保健・医療・福祉・教育・労働・法律・警察その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体、直接の関係性は薄いもののその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

また、地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健・医療・福祉・教育・労働・法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、積極的に自殺対策に参画します。

(3) 企業

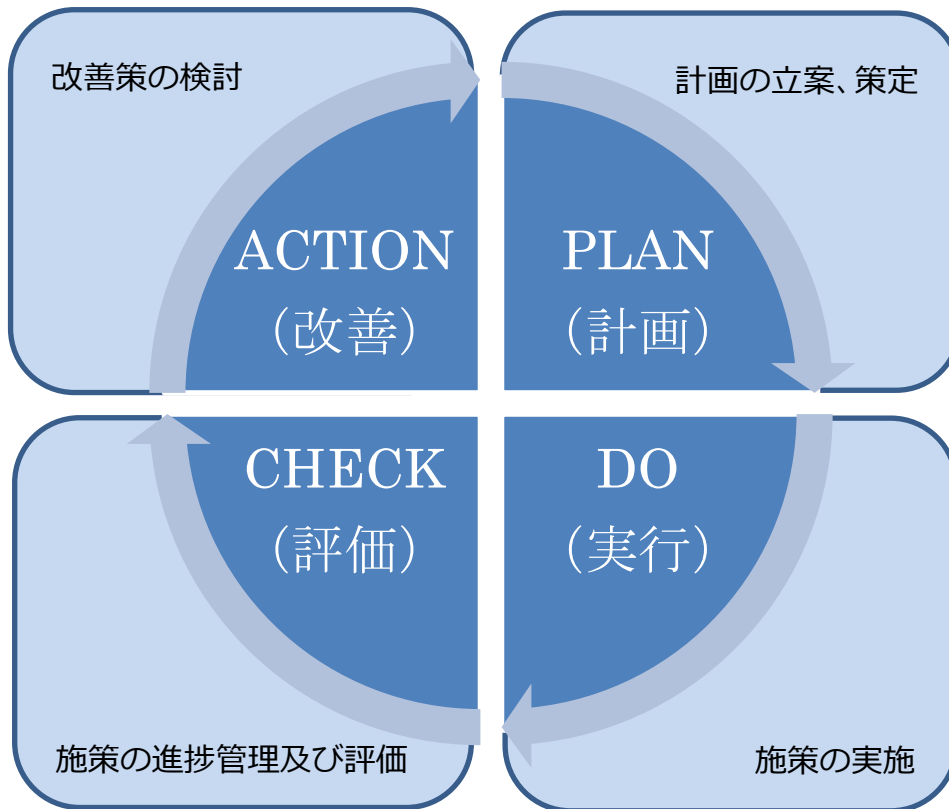
企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心や体の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において重要な役割を果たせることや、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画します。

(4) 市民

市民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深め、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組みます。また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自身や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう努めます。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、施策の実施状況、目標の達成状況を「熱海いのち支える会議」に報告し、PDCAサイクルに基づき点検・評価・改善を行います。



	PLAN (計画)	DO (実行)	CHECK (評価)	ACTION (改善)
自殺対策計画懇話会	○計画の審議		○計画の全体評価	○計画の変更検討
いのち支える会議	○計画の立案	○施策の実施 ○各機関や施策の連携強化 ○ケース会議 ○統計等による分析	○施策の進捗管理及び評価(アウトプット・アウトカム)	○大綱及び県計画との整合による改正案 ○傾向・分析からの改正素案 ○事業評価からの改正素案
施策実施主体	○個別施策の立案	○個別施策の実施	○個別施策の評価	○個別施策の改善
住民、団体等	○市民アンケート ○パブリックコメント	○計画及び個別施策の協力、参加、推進等	○個別施策への意見	

※ 計画：自殺総合対策計画

3 取組目標

計画の着実な推進を図るため、取組目標を設定し、進捗の評価を行います。

① 熱海いのち支える会議の設置 第4章-2-1-(1)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
定期会議の開催回数	1回/年	2回/年	長寿総務室

※自殺ハイリスク者に係るケース会議を随時招集します。

② 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発 第4章-2-2-(1)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
啓発事業の開催回数	1回/年	2回/年	障がい福祉室
広報あたまへの啓発記事の掲載回数	1回/年	1回/年	

③ 介護支援専門員等に対する普及啓発 第4章-2-4-(2)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
介護支援専門員等に対する研修会での普及啓発の実施	0回/年	1回/年	介護保険室 長寿支援室

④ ゲートキーパーの養成 第4章-2-4-(5)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
ゲートキーパー養成研修の開催	0回/年	市職員 1回/年 外郭団体 1回以上/年	長寿総務室

⑤ ICTを活用した自殺対策の強化 第4章-2-7-(6)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
自殺対策ホームページの更新	1回/年	1回以上/年	長寿総務室

⑥ 居場所づくりとの連動による高齢者への支援 第4章-2-7-(13)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
地域サロンの数	28か所	32か所	長寿支援室

⑦ 生活習慣病の早期発見と重症化予防の支援 第4章-2-7-(15)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和4年度まで)	関係部署
特定健康診査の受診率	33.6%	35.5%	健康づくり室 保険年金室
特定保健指導 の実施率	積極的支援 16.4%	14.0%	
	動機付け支援 22.9%	27.7%	

※令和5年度以降の目標は第3期データヘルス計画に準ずる。

⑧ 生徒指導研修の実施 第4章-2-10-(7)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
生徒指導研修会の開催回数	3回/年	3回/年	教職員指導室

⑨ 教職員研修(いじめ防止研修)の実施 第4章-2-10-(8)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
教職員に対する人権・いじめに関する研修の開催回数	0回/年	1回/年	教職員指導室

⑩ 情報教育の推進 第4章-2-10- (9)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
教職員に対する情報モラル指導に係る研修の開催回数	2回/年	2回/年	教職員指導室

⑪ いのちの講座の実施 第4章-2-10- (14)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
開催回数	1校/年	4校/年	教職員指導室

※新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2～3年度の実績はないが、それ以前は実施している。(参考：令和元年度 10校300人に実施)

⑫ SOSの出し方に関する教育の実施 第4章-2-10- (6) **新規目標**

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
開催回数	—	小学校 2校/年	教職員指導室
	—	中学校 1校/年	

⑬ 職域連携推進事業 第4章-2-11- (1) (2) (3)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
ストレス対処法やうつ病に関する研修会の開催回数	0回/年	新規実施	産業振興室

⑭ 労働法セミナーの開催 第4章-2-11- (1) (2) (3)

取組指標	現状 (令和3年度実績)	目標 (令和9年度まで)	関係部署
自殺対策の内容を含んだ労働法セミナーの開催回数	0回/年	新規実施	産業振興室

資料

1 関連法令

(1) 自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(2) 熱海市自殺対策計画策定懇話会設置要綱(平成29年11月6日告示第133号)

(設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画(以下「市町村自殺対策計画」という。)の策定に関して、広く意見を聴取し、総合的かつ効果的な計画を策定するため、熱海市自殺対策計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村自殺対策計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、教育又は労働に関係する団体から推薦を受けた者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行い、会長が選出されるまで、その議長となる。

2 熱海市自殺対策計画策定懇話会委員名簿

氏名	役職名
陶山 秀夫	一般社団法人 熱海市医師会 理事
関口 直	熱海市校長会 熱海市立初島小中学校 校長
森 佳美	伊東熱海薬剤師会 副会長
高山 功	熱海法律事務所 弁護士
川口 哲章	熱海市民生委員・児童委員協議会 第四地区 会長
杉山 勝	熱海商工会議所 専務理事
伊藤 正仁	静岡県熱海健康福祉センター 所長
中村 和昭	熱海警察署 生活安全課長
杉本 靖明	泉・伊豆山地域包括支援センター センター長
黒川 宣夫	社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会 次長

3 熱海いのち支える会議担当部署一覧

担当課	担当室
長寿介護課	長寿総務室
	長寿支援室
社会福祉課	子育て支援室
	障がい福祉室
	生活保護室
健康づくり課	健康づくり室
学校教育課	教職員指導室
協働環境課	市民協働推進室

4 策定経過

日時	内容
令和4年6月30日	熱海いのち支える会議 第1回 定期会議
令和4年8月30日	熱海いのち支える会議 第2回 定期会議
令和4年8月17日～ 令和4年8月31日	市民アンケート調査の実施
令和4年11月16日	第1回自殺対策計画策定懇話会
令和4年12月～令和5年1月	パブリックコメントの実施

第2次 いのち支える 熱海市自殺総合対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない 熱海 の実現を目指して～

令和5年3月発行

(発行) 静岡県 熱海市

(編集) 熱海市 健康福祉部 長寿介護課 長寿総務室

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電 話 0557-86-6000 (代表)

F A X 0557-86-6264

<https://www.city.atami.shizuoka.jp/>
